第４８号

京都市会時報

―平成25年2月定例会を中心に―

京　都　市　会　事　務　局

目　　次

○　市会の動き …… 1

○　本会議・委員会

1　市会本会議 …… 6

2　代表質疑 …… 20

3　市会運営委員会及び理事会 …… 26

4　常任委員会 …… 71

5　予算特別委員会 …… 88

6　市会改革推進委員会 …… 101

○　会派の解消 …… 103

○　議案・請願関連

1　議案処理一覧 …… 104

2　付帯決議 …… 115

3　意見書・決議 …… 117

4　請願審査結果 …… 137

5　請願等受理及び処理件数一覧 …… 138

○　特記事項 …… 139

■　市会の動き

２　　月				
日	曜日	本会議	委員会等	議員会等
5	火			日本共産党市会議員団議員会 公明党市議団議員会
6	水		教育福祉委員会	
7	木		まちづくり委員会	
12	火		経済総務委員会 くらし環境委員会 交通水道消防委員会	
13	水		市会運営委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
14	木			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会 みんなの党・無所属の会議員会
15	金			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 みんなの党・無所属の会議員会
18	月			民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会 みんなの党・無所属の会議員会
19	火		市会運営委員会	公明党市議団議員会
20	水	本会議	予算特別委員会 予算特別委員会第1分科会・第2分科会・第3分科会合同分科会 市会改革推進委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
21	木		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会 市会運営委員会理事会	
22	金			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会
25	月		予算特別委員会 市会運営委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
26	火	本会議		自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
27	水	本会議		自民党市議団議員会

				日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
28	木		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	

３　　月				
日	曜日	本 会 議	委　員　会　等	議　員　会　等
1	金		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	
4	月		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	民主・都みらい議員会
5	火		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	
6	水		予算特別委員会第1分科会 予算特別委員会第2分科会 予算特別委員会第3分科会	自民党市議団議員会
7	木		予算特別委員会第1分科会	
8	金			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 京都党市議団議員会
11	月			自民党市議団議員会 公明党市議団議員会
12	火		予算特別委員会	日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会
13	水		予算特別委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 公明党市議団議員会
14	木		経済総務委員会 くらし環境委員会 教育福祉委員会	
15	金		まちづくり委員会 交通水道消防委員会 市会運営委員会理事会	
18	月			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
19	火			自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
21	木		市会運営委員会理事会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会 京都党市議団議員会
22	金	本会議	経済総務委員会 くらし環境委員会 教育福祉委員会 まちづくり委員会 交通水道消防委員会 予算特別委員会 市会運営委員会	自民党市議団議員会 日本共産党市会議員団議員会 民主・都みらい議員会 公明党市議団議員会

			常任委員会・市会運営委員会合同委員会	
25	月		市会改革推進委員会	
28	木			日本共産党市会議員団議員会

４　　月				
日	曜日	本会議	委員会等	議員会等
1	月			公明党市議団議員会
5	金			日本共産党市会議員団議員会
8	月		経済総務委員会	
9	火		くらし環境委員会	
10	水		教育福祉委員会	民主・都みらい議員会
11	木		まちづくり委員会	日本共産党市会議員団議員会
12	金		交通水道消防委員会	
16	火			公明党市議団議員会
18	木			自民党市議団議員会
19	金		市会運営委員会理事会 市会改革推進委員会	
22	月		経済総務委員会	
23	火		くらし環境委員会	
24	水		教育福祉委員会	
25	木		まちづくり委員会	日本共産党市会議員団議員会
26	金		交通水道消防委員会	

■　市会本会議

第１回市会（定例会）開会

会議の日時	2月20日（水）　　開会　午前10時00分　　延会　午前11時30分

開会宣告，開議宣告
会議録署名者の指名
諸般の報告

日程第1　　会期の決定

日程第2～92　　（議第1号　25年度一般会計予算　ほか90件）
1 市長，副市長提案説明
2 予算特別委員会設置，付託の動議　山本　恵一　議員
（議第168号～179号，181号，187号　14件）

日程第93　　（市会議第1号　政務調査費の交付に関する条例の一部改正）

1 提案説明	寺田　一博　議員
2 委員会付託の動議	くらた共子　議員
	起立（共）
3 討論	加藤　あい　議員
	隠塚　　功　議員
4 表決	起立（自，民，公，京，み・無）

延会宣告

第１回市会（定例会）続会

会議の日時	2月26日（火）　　開会　午前10時01分　　延会　午後4時36分

開議宣告
会議録署名者の指名
諸般の報告

日程第1　　（議第1号　25年度一般会計予算　ほか60件）
質疑
⑴ 富　　きくお　議員
⑵ 加　藤　盛　司　議員
⑶ 山　本　恵　一　議員
⑷ 下　村　あきら　議員
⑸ 井　坂　博　文　議員
⑹ 岩　橋　ちよみ　議員

⑺ 河　合　ようこ　議員

延会宣告

第１回市会（定例会）続会

会議の日時	2月27日（水）　　開会　午前10時01分　　散会　午後4時53分

開議宣告
会議録署名者の指名
諸般の報告

日程第1　（議第1号　25年度一般会計予算　ほか60件）
1 質疑（続行）
⑴ 隠　塚　　功　議員
⑵ 中　野　洋　一　議員
⑶ 宮　本　　徹　議員
⑷ 曽　我　　修　議員
⑸ 平　山　よしかず　議員
⑹ 久　保　勝　信　議員
⑺ 中　島　拓　哉　議員
⑻ 村　山　祥　栄　議員
⑼ 森　川　　央　議員
2 予算特別委員会付託の動議　　山本　恵一　議員

日程第2～17　（議第23号　新型インフルエンザ等対策本部条例の制定　ほか15件）
1 常任委員会付託（別記1）

日程第18　（市会議第2号　会議規則の一部改正）（別記2）

日程第19　（市会議第3号　委員会条例の一部改正）（別記3）

日程第20　（議第168号　24年度一般会計補正予算　ほか13件）
1 予算特別委員長報告（繁隆夫委員長）
［原案可決］
2 討論
⑴ 議第168号及び177号　　北山ただお　議員
3 表決
⑴ 議第168号及び177号　　起立（自，民，公，京，み・無）
⑵ 残余の議案（12件）　　簡易

散会宣告

第１回市会（定例会）閉会

会議の日時	3月22日（金）　　開会　午前11時01分　　散会　午後3時01分

開議宣告
会議録署名者の指名
諸般の報告

日程第1　　請願審査結果（教育福祉委員会　5件不採択）
1 討論
⑴ 請願第104号の不採択　　加藤　あい　議員
2 表決　　起立（自，民，公，京，み・無）

日程第2　　請願審査結果（まちづくり委員会　5件採択，1件不採択）
1 表決
⑴ 請願第125号の不採択　　起立（自，民，公，京，み・無）
⑵ 請願第120号～124号の採択　　簡易

日程第3　　（議第1号　25年度一般会計予算　ほか60件）
1 予算特別委員長報告（繁隆夫委員長）
議第24号　　修正可決
残余の議案　　原案可決
議第1号に2個の付帯決議を付す
議第1号及び15号に1個の付帯決議を付す
議第1号，3号，4号，6号～11号，17号，19号～22号及び24号に1個の付帯決議を付す
議第1号及び46号に1個の付帯決議を付す
2 継続審査の動議（議第1号，19号及び61号）
西村　善美　議員
起立（共）

3 討論
⑴ 議第1号，3号，31号～33号，35号～38号，46号，51号，182号及び183号　　玉本なるみ　議員
⑵ 議第1号　　椋田　隆知　議員
⑶ 議第1号及び16号　　村山　祥栄　議員
⑷ 議第1号～18号　　天方　浩之　議員
⑸ 議第19号～22号，61号及び62号　　北山ただお　議員
⑹ 議第1号　　国本　友利　議員
⑺ 議第44号　　井上けんじ　議員
⑻ 議第19号～22号及び61号～63号　　島本　京司　議員
⑼ 議第24号の委員会修正案及び原案　　井坂　博文　議員

⑽ 議第19号～22号及び61号～63号　　片桐　直哉　議員
⑾ 議第19号～22号及び61号～63号　　平山よしかず議員

4 表決
⑴ 議第24号
①委員会修正案　　起立（自，公，京，み・無）
②修正部分を除く残余の部分　　簡易
⑵ 議第1号　　起立（自，民，公，み・無）
⑶ 議第3号～5号，14号，19号，21号，25号～27号，31号～33号，35号～39号，41号，44号，46号，51号，52号，58号，60号，61号，63号，66号，67号，182号及び183号　　起立（自，民，公，京，み・無）
⑷ 議第16号　　起立（自，共，民，公，み・無）
⑸ 残余の議案（28件）　　簡易
⑹ 付帯決議
①1号及び46号　　起立（自，公，み・無）
②1号，3号，4号，6号～11号，17号，19号～22号及び24号　　起立（自，公，京，み・無）
③1号の2番目　　起立（自，民，京，み・無）
④1号及び15号　　起立（自，民，公，み・無）
⑤1号の1番目　　簡易

日程第4　（議第23号　新型インフルエンザ等対策本部条例の制定　ほか1件）
1 経済総務委員長報告（玉本なるみ委員長）
［原案可決］

日程第5　（議第64号　指定管理者の指定（京都会館）　ほか2件）
1 くらし環境委員長報告（中野洋一委員長）
［原案可決］

日程第6　（議第42号　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定　ほか2件）
1 教育福祉委員長報告（山本恵一委員長）
［原案可決］

日程第7　（議第54号　道路構造条例の制定　ほか7件）
1 まちづくり委員長報告（中村三之助委員長）
［原案可決］

日程第8　（議第192号　市長等の給与の額の特例に関する条例の一部改正）

日程第9　（議第68号　副市長の選任：藤田裕之）

	1 表決	起立（自，民，公，京，み・無）
	2 就任挨拶	
日程第10～13	（議第69号　固定資産評価審査委員会委員の選任　ほか3件）	
日程第14	（議第73号　教育委員会委員の任命）	
	1 表決	起立（自，民，公，京，み・無）
日程第15	（議第74号　京都府公安委員会委員の推薦）	
日程第16	（議第75号　包括外部監査契約の締結）	
日程第17～21	（諮第1号　人権擁護委員の推薦　ほか4件）	
日程第22	（市会議第4号　委員会条例の一部改正）	
日程第23	常任委員の選任（別記4）	
日程第24	市会運営委員の選任（別記5）	
日程第25	（市会議第5号　市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正）（別記6）	
日程第26	（市会議第6号　我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書）	
日程第27，28	（市会議第7号　ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書　ほか1件）	
日程第29，30	（市会議第9号　生活保護基準の見直しに関する意見書　ほか1件）	
	1 討論	樋口　英明　議員
	⑴ 市会議第9号及び10号	くらた共子　議員
	2 表決	簡易
	⑴ 市会議第10号	起立（共）
	⑵ 市会議第9号	起立（自，民，公，京，み・無）
日程第31，32	（市会議第11号　東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書　ほか1件）	
	1 討論	
	⑴ 市会議第11号及び12号	西野さち子　議員
	2 表決	
	⑴ 市会議第12号	起立（共）

	⑵ 市会議第11号	簡易
日程第33，34	（市会議第13号　中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書　ほか1件）	
	1 討論	
	⑴ 市会議第13号及び14号	樋口　英明　議員
	2 表決	
	⑴ 市会議第14号	起立（共）
	⑵ 市会議第13号	簡易
日程第35	（市会議第15号　次代を担う若者世代支援策を求める意見書）	
	1 表決	起立（自，民，公，京，み・無）
日程第36，37	（市会議第16号　ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書　ほか1件）	
	1 討論	
	⑴ 市会議第16号及び17号	とがし　豊　議員
	2 表決	
	⑴ 市会議第17号	起立（共）
	⑵ 市会議第16号	起立（自，民，公，京，み・無）
日程第38	（市会議第18号　雇用の安定と就労条件の改善に関する決議）	
	1 提案説明	岩橋ちよみ　議員
	2 表決	起立（共）
日程第39	（市会議第19号　京都市厚生会事業に関する決議）	
	1 表決	起立（京）
散会宣告		

（注）1　表中，自＝自民党市議団，共＝日本共産党市会議員団，民＝民主・都みらい，公＝公明党市議団，京＝京都党市議団，み・無＝みんなの党・無所属の会を表す。
2　議事日程に挙がっていて，表決の記載のないものは，全会一致で簡易表決されたものである。

（別記1）

議　案　付　託　表

（平成 25 年２月 27 日付託）

付　託　委　員　会	議　　案
経 済 総 務 委 員 会	議第２３号　京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について 議第 180 号　京都市高速鉄道事業基金条例を廃止する条例の制定について
くらし環境委員会	議第６４号　指定管理者の指定について（京都会館） 議第 190 号　訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について 議第 191 号　和解について
教 育 福 祉 委 員 会	議第４２号　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 議第６５号　指定管理者の指定について（京都市児童療育センターの一部） 議第 184 号　京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について
まちづくり委員会	議第５４号　京都市道路構造条例の制定について 議第５５号　京都市道路標識等に関する条例の制定について 議第５６号　京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について 議第５７号　京都市高齢者，障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について 議第 185 号　京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議第 186 号　京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議第 188 号　市道路線の認定について 議第 189 号　市道路線の廃止について

（別記2）

市会議第２号

京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について

京都市会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成２５年２月２７日提出

提出者　　市会運営委員会委員長　　加藤　盛司

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第１章　総則（第１条～第１２条）
第２章　議案及び動議（第１３条～第１８条）
第３章　議事日程（第１９条～第２３条）
第４章　選挙（第２４条～第３３条）
第５章　議事（第３４条～第４６条）
第６章　発言（第４７条～第５７条）
第６章の２　公聴会及び参考人（第５７条の２～第５７条の８）
第７章　委員会（第５８条～第７７条の２）
第８章　表決（第７８条～第８９条）
第９章　質問（第９０条～第９４条）
第１０章　請願（第９５条～第１００条）
第１１章　秘密会（第１０１条・第１０２条）
第１２章　辞職及び資格の決定（第１０３条～第１０７条）
第１３章　規律（第１０８条～第１１４条）
第１４章　懲罰（第１１５条～第１２２条）
第１５章　会議録（第１２３条～第１２６条）
第１６章　協議又は調整を行うための場（第１２７条）
第１７章　議員の派遣（第１２８条）
第１８章　補則（第１２９条）
附則

第６章の次に次の１章を加える。

第６章の２　公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第５７条の２　会議で，公聴会を開く議決があったときは，議長は，その日時，場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第５７条の３　公聴会（会議において開く公聴会をいう。以下この章において同じ。）に出席して意見を述べようとする者は，あらかじめ文書で，その理由及び案件その他必要な事項に対する賛否を，議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第５７条の４　公聴会において，意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下この章において「公述人」という。）は，前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から，会議において定め，本人にその旨を通知する。

２　市会は，その案件に対して，賛成者及び反対者の数が一方にかたよらないように，公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第５７条の５　公述人が，発言しようとするときは，議長の許可を得なければならない。

２　前項の発言は，その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

３　公述人の発言が，その範囲を超え，又は公述人に不穏当な言動があるときは，議長は，発言を制止し，又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第５７条の６　議員は，公述人に対して質疑をすることができる。

２　公述人は，議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第５７条の７　公述人は，代理人に意見を述べさせ，又は文書で意見を提示することができない。ただし，市会が，特に許可した場合は，この限りでない。

（参考人）

第５７条の８　会議で，参考人の出席を求める議決があったときは，議長は，参考人にその日時，場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知する。

２　前３条の規定は，参考人について準用する。

第６７条第２項中「第１０９条の２第４項」を「第１０９条第３項」に改める。

第７１条中「案件」の右に「その他必要な事項」を加え，同条を同条第２項とし，同条に第１項として次の１項を加える。

委員会が公聴会を開く決定をするときは，あらかじめ議長に通告しなければならない。

第７２条中「公聴会」の右に「（委員会において開く公聴会をいう。以下同じ。）」を加える。

第７７条の２第２項を次のように改める。

２　前４条の規定は，参考人について準用する。

附　則

この規則は，公布の日から施行する。ただし，第６７条第２項の改正規定は，平成２５年３月１日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。

（別記3）

市会議第３号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２５年２月２７日提出

提出者　　市会運営委員会委員長　　加藤　盛司

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第２条の見出し中「常任委員会」を「常任委員の所属並びに常任委員会」に改め，同条を同条第２項とし，同条に第１項として次の１項を加える。

議員は，それぞれ１個の常任委員となるものとする。

第４条に次の１項を加える。

３　特別委員は，特別委員会に付議された事件が，議会において審議されている間在任する。

第１９条を削り，第２０条を第１９条とし，第２１条を第２０条とする。

附　則

この条例は，平成２５年３月１日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い，規定を整備する必要があるので提案する

（別記4）

経済総務委員

小林正明 議員	津田大三 議員	富　きくお 議員
橋村芳和 議員	山本恵一 議員	井坂博文 議員
井上けんじ 議員	とがし　豊 議員	今枝徳蔵 議員
片桐直哉 議員	山岸たかゆき議員	ひおき文章 議員
平山よしかず議員	村山祥栄 議員	

くらし環境委員

桜井泰広 議員	田中明秀 議員	寺田一博 議員
椋田隆知 議員	西野さち子 議員	宮田えりこ 議員
山中　渡 議員	天方浩之 議員	鈴木マサホ 議員
宮本　徹 議員	久保勝信 議員	大道義知 議員
吉田孝雄 議員	清水ゆう子 議員	

教育福祉委員

大西　均 議員	髙橋泰一朗 議員	中川一雄 議員
中村三之助 議員	吉井あきら 議員	加藤あい 議員
河合ようこ 議員	玉本なるみ 議員	中野洋一 議員
松下真蔵 議員	井上教子 議員	国本友利 議員
佐々木たかし 議員	森川　央 議員	

まちづくり委員

井上与一郎 議員	内海貴夫 議員	加藤盛司 議員
島本京司 議員	岩橋ちよみ 議員	くらた共子 議員
樋口英明 議員	青木よしか 議員	安井つとむ 議員
青野仁志 議員	曽我　修 議員	谷口弘昌 議員
江村理紗 議員		

交通水道消防委員

繁　隆夫 議員	下村あきら 議員	西村義直 議員
山元あき 議員	北山ただお 議員	倉林明子 議員
西村善美 議員	隠塚　功 議員	小林あきろう議員
山本ひろふみ議員	津田早苗 議員	湯浅光彦 議員
中島拓哉 議員		

（別記5）

市　会　運　営　委　員

加　藤　盛　司　議員

桜　井　泰　広　議員

椋　田　隆　知　議員

山　本　恵　一　議員

吉　井　あきら　議員

井　坂　博　文　議員

加　藤　あ　い　議員

とがし　　豊　議員

西　村　善　美　議員

青　木　よしか　議員

片　桐　直　哉　議員

山　本　ひろふみ議員

青　野　仁　志　議員

平　山　よしかず議員

湯　浅　光　彦　議員

（別記6）

市会議第５号

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会運営委員会委員長　　加藤　盛司

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条及び附則第２項中「平成２５年３月３１日」を「平成２６年３月３１日」に改める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

現在実施している市会議員の議員報酬の額の特例措置について，その期間を延長する必要があるので提案する。

■　代表質疑

月　日	質　疑　事　項	質　疑　者	答　弁　者
2月26日	1　新政権の経済対策の本市への波及効果 2　中小企業の経営強化 3　公共事業の今後の見通し 4　本市の福祉予算の実情 5　子育て支援の充実策 6　保育士の確保と処遇改善 7　生活保護の適正化 8　バイオディーゼル燃料化事業等の今後の展望 9　中国からの大気汚染の影響	富きくお議員	門川市長 星川副市長
〃	1　平成25年度予算案の編成方針 2　市バス・地下鉄再建の見通し 3　上下水道料金の改定 4　屋外広告物対策 5　横大路運動公園と西京極総合運動公園の整備方針	加藤盛司議員	門川市長 塚本副市長
〃	1　開かれた学校づくりの推進 2　認知症総合支援事業の推進 3　京野菜の振興策 4　市内産木材の需要拡大 5　消防団の活性化 6　災害時における袋路の避難対策	山本恵一議員	門川市長 長谷川消防局長 生田教育長
〃	1　京都マラソンにおける消防警備体制 2　大規模災害時の避難所運営に対する区役所体制 3　安心安全なまちづくり 4　「歩くまち・京都」の推進 5　都市緑化の推進 6　地域発の観光おもてなし 7　技能労務職の採用	下村あきら議員	門川市長 塚本副市長 平口副市長

月　日	質　疑　事　項	質　疑　者	答　弁　者
2月26日	1　デフレ不況の解消 2　消費税増税の影響 3　財政構造改革 4　債権回収と資産有効活用 5　焼却灰溶融施設の計画撤回 6　道州制に対する認識 7　地方交付税の削減と地方公務員給与の削減要請への対応 8　本市経済の再生と行政施策の在り方 9　中小企業振興基本条例と公契約基本条例の制定 10　平和行政の推進	井坂博文議員	門川市長 塚本副市長 桐澤環境政策局長 足立財政担当局長 白須産業観光局長
〃	1　原子力災害対策 2　エネルギー政策 3　上下水道料金の値上げ 4　山ノ内浄水場の跡地活用	岩橋ちよみ議員	門川市長 塚本副市長 岡田総合企画局長
〃	1　生活保護基準の引下げによる影響 2　保育料と学童クラブ利用料の値上げ 3　保育の人材確保 4　公営保育所の民間移管の撤回 5　体罰・いじめ防止の取組 6　少人数学級の拡充 7　公立高校の制度改革 8　西京区における市バス路線の拡充 9　敬老乗車証の民間バスへの利用拡充 10　洛西ふれあいの里保養研修センターの機能改善	河合ようこ議員	門川市長 星川副市長 髙木保健福祉局長 西村公営企業管理者 生田教育長

月　日	質　疑　事　項	質　疑　者	答　弁　者
2月27日	1　平成２５年度予算編成 2　上下水道事業の今後の取組 3　ロードプライシングをはじめとする交通政策の融合 4　子ども・若者総合支援事業における就労支援拡充 5　食物アレルギーに対する小学校の体制強化	隠塚功議員	門川市長 生田教育長
〃	1　京都市美術館の活用 2　「するスポーツ」の充実 3　民生児童委員と連携した子育て支援 4　「きょうと子育て応援パスポート」の充実策 5　女性の働く環境改善策と保育料の値上げ	中野洋一議員	門川市長 星川副市長 久保子育て支援政策監
〃	1　基礎自治体としての区政の更なる充実 2　環境にやさしいライフスタイルへの転換 3　青少年の教育	宮本徹議員	門川市長 生田教育長

月　日	質　　疑　　事　　項	質　疑　者	答　弁　者
2月27日	1　「市バス・地下鉄中期経営方針」におけるお客様サービス向上策 2　防災機能強化に向けた体育館のリニューアル 3　本市公共施設におけるＬＥＤ化の推進 4　「京都市子ども子育て会議」設置と子育て支援体制の構築 5　個人のライフスタイルの転換とがん検診の受診率向上 6　市営住宅ストック総合活用計画の推進	曽我修議員	門川市長 星川副市長 平口副市長
〃	1　本市と姉妹都市・パートナーシティ等との国際交流の推進 2　上下水道料金の改定 3　下水処理工程で発生する下水処理汚泥等の再利用・有効活用 4　社会インフラの維持管理 5　エコ学区の推進 6　京都市版スマートシティの取組	平山よしかず議員	門川市長 星川副市長 塚本副市長 水田公営企業管理者
〃	1　電力入札及び売電収入 2　いじめ，体罰，暴力行為等への対策 3　「中１ギャップ」解消に向けた小中一貫教育の推進 4　福祉的就労への支援体制の強化 5　支え合う地域社会づくり 6　ソーシャルビジネスの育成と今後の展望	久保勝信議員	門川市長 星川副市長 生田教育長

月　日	質　　疑　　事　　項	質　疑　者	答　弁　者
2月27日	1　25年度予算案における公債償還基金の取崩しと職員給与 2　人事評価制度 3　京都府との二重行政の解消	中島拓哉議員	門川市長 田中人材活性化政策監 岡田総合企画局長
〃	1　首都機能のバックアップ 2　本市のＭＩＣＥ戦略におけるＩＲ構想の検討 3　特殊勤務手当の見直し	村山祥栄議員	門川市長 塚本副市長 田中人材活性化政策監

月　日	質　　疑　　事　　項	質　疑　者	答　弁　者
2月27日	1　将来の財政負担 2　公務員の人件費の削減 3　京都会館の再整備 4　子どもが置かれている環境と教育現場の取組	森川央議員	門川市長 足立財政担当局長 西出文化市民局長 生田教育長

■　市会運営委員会及び理事会

市会運営委員会	
会議の日時	2月13日（水）　　開会　午後10時01分　　散会　午前10時14分
会議の内容	1 2月定例会の審議日程について ⑴ 審議日程 別記7のとおり決定する。 ⑵ 20日本会議 会期の決定及び議案の説明聴取を行い，24年度補正予算及びその関連議案の処理を行う。 ⑶ 26日，27日本会議 25年度予算及びその関連議案について代表質疑を行い，委員会に付託した後，その他の議案を処理（委員会付託等）する。その後，24年度補正予算及びその関連議案を議決する。 ⑷ 開会時刻 20日，26日及び27日の本会議は，いずれも午前10時に開会することに決定する。 ⑸ 代表質疑時間割 別記8のとおり決定する。 2 京響の演奏について 20日の本会議開会前に，京響の演奏を聴くことに決定する。 3 海外行政調査について ⑴ 議員の派遣の変更 11月29日の本会議において議決した議員の派遣について，議長において別記9のとおり変更されたことが報告された。 ⑵ 調査団からの報告 2団に分かれて別記10のとおり実施した平成24年度海外行政調査について，各団長から報告がされた。
市会運営委員会	
会議の日時	2月19日（火）　　開会　午前10時02分　　散会　午前10時10分
会議の内容	1 20日の本会議について ⑴ 会期の決定　　2月20日～3月22日（31日間） ⑵ 議案の取扱い ｱ 市長提出議案 91件を一括上程し，市長及び副市長から提案説明を聴くことに決定する。 (ｱ) 補正予算及び関連議案（議第168号 24年度一般会計補正予算 ほか13件） 全議員を委員とする予算特別委員会を設置し，付託することに決定する。

	(ｲ) その他の一括上程議案（77件） 提案説明を聴くにとどめることに決定する。 ｲ 議員提出議案 (ｱ) 市会議第1号 京都市政務調査費の交付に関する条例の一部改正（自，民，公，京，み・無） 共産：委員会付託の動議をくらた共子議員が提出する。 自民，民主，公明，京都，み・無：動議に反対 くらた共子議員の動議について起立表決する。 自民：寺田一博議員が案の説明を行う。 共産：反対。加藤あい議員が反対討論を行う。 民主：隠塚功議員が賛成討論を行う。 寺田一博議員の案の説明の後，くらた共子議員提出の委員会付託の動議について起立表決する。次に，加藤あい議員，隠塚功議員の討論の後，議案について起立表決する。 2 議長からの諮問事項について ⑴ 市及び区（山科区，西京区を除く。）選挙管理委員会委員並びに同補充員 ⑵ 淀川右岸水防事務組合及び桂川・小畑川水防事務組合の議会議員 ⑴及び⑵の任期満了に伴う選挙は，別記11，別記12及び別記13の要綱案により，4月19日までに選考することに決定する。 3 その他について ⑴ 開会前に京響の演奏を聴くこととする。 ⑵ 市長公室広報担当及び市政記者等の本会議でのテレビ及び写真撮影等を，議長が許可する。 ⑶ 予算特別委員会の正副委員長の互選等を，20日の本会議終了後に委員会を開会して行う。 ⑷ 21日に理事会を開き，予算特別委員会の審査状況の確認と今後の審議日程について協議する。
市会運営委員会理事会	
会議の日時	2月21日（木）　開会　午後0時00分　散会　午後0時02分
会議の内容	1 委員会の審査状況の報告と今後の審議日程について ⑴ 委員会の審査状況 予算特別委員長に出席を求め，付託議案の審査状況を確認した。 ⑵ 今後の審議日程 次のとおり決定する。 22日　議員会 25日　討論結了 予算特別委員会（午後1時30分） 取りまとめ 市会運営委員会（午後3時00分）

市会運営委員会	
会議の日時	2月25日（月）　午後　3時01分　散会　午後3時07分
会議の内容	1 26日，27日の本会議について ⑴ 議案の取扱い ア 代表質疑 時間割（別記14）のとおりとする。 なお，中野洋一議員，平山よしかず議員，中島拓哉議員及び森川央議員から，発言を補完するために物品等を使用したい旨の申出書が提出されていることが報告された。 イ 議第1号 25年度一般会計予算 ほか60件 予算特別委員会に付託することに決定する。 ウ 議第23号 新型インフルエンザ等対策本部条例の制定 ほか15件 全会一致で所管の常任委員会に付託することに決定する。 ⑵ 会議規則の一部改正 別記2のとおり改正することとし，簡易表決する。 ⑶ 委員会条例の一部改正 別記3のとおり改正することとし，簡易表決する。 ⑷ 付託議案の取扱い ア 予算特別委員会（議第168号 24年度一般会計補正予算 ほか13件） 委員会は，原案可決と査定する。 自民，民主，公明，京都，み・無：賛成 共産：議第168号及び議第177号は反対。北山ただお議員が反対討論を行う。その他の議案は賛成。 北山ただお議員の討論の後，議第168号及び177号についてそれぞれ起立表決し，その他の議案12件について簡易表決する。 ⑸ その他 27日の本会議終了後，予算特別委員会を開会し，今後の審査日程を協議する。 2 政務調査費の交付に関する条例施行規程，政務調査費取扱要綱及び政務調査費の運用に関する基本指針の一部改正について 別記15，別記16及び別記17のとおり改正することと決定する。
市会運営委員会理事会	
会議の日時	3月15日（金）　開会　午後0時01分　散会　午後0時10分
会議の内容	1 今後の審議日程等について ⑴ 委員会の審査状況 経済総務委員長，くらし環境委員長，教育福祉委員長，まちづくり委員長，予算特別委員長に出席を求め，付託議案の審査状況を確認した。 ⑵ 今後の審議日程

	次のとおり決定する。 18日，19日　議員会 21日　討論結了 経済総務委員会，くらし環境委員会，教育福祉委員会（午後2時00分） まちづくり委員会（午後2時30分） 予算特別委員会（午後3時00分） 取りまとめ 市会運営委員会（午後5時00分） 22日　本会議 2 理事者からの発言の申出について ⑴ 追加議案14件 ｱ 条例の制定　1件 ｲ 副市長の選任　1件 ｳ 固定資産評価審査委員会委員の選任　4件 ｴ 教育委員会委員の任命　1件 ｵ 京都府公安委員会委員の推薦　1件 ｶ 包括外部監査契約の締結　1件 ｷ 人権擁護委員の推薦　5件 各会派で検討し，21日の市会運営委員会で取りまとめることとする。 ⑵ 5月定例会の招集 日程案を各会派で検討し，22日の本会議終了後の市会運営委員会で取りまとめることとする。
市会運営委員会理事会	
会議の日時	3月21日（木）　開会　午後0時00分　散会　午後0時02分
会議の内容	1 各委員会の委員改選等について 割当表（別記18）のとおりとし，これに基づき各会派が委員名簿を提出することとする。 2 議員報酬について 委員長から議員報酬の10パーセントカットを25年度も引き続き実施する提案があり，各会派の賛同を得る。
市会運営委員会理事会	
会議の日時	3月21日（木）　開会　午後11時41分　散会　午後11時44分
会議の内容	1 22日の本会議について 開会時刻を，時間を繰り下げ，午前11時とする。
市会運営委員会	

会議の日時	3月22日（金）　開会　午前4時39分　　散会　午前5時00分
会議の内容	1 22日の本会議の順序及び議案の取扱い等について ⑴ 請願審査結果 ア 教育福祉委員会（5件不採択） 共産：反対。加藤あい議員が請願第104号に対する反対討論を行う。 加藤あい議員の討論の後，起立表決する。 イ まちづくり委員会（5件採択，1件不採択） 共産：請願第125号の不採択に反対。その他の請願の採択に賛成。 請願第125号について起立表決，その他の請願について簡易表決する。 ⑵ 付託議案の取扱い ア 予算特別委員会（議第1号 25年度一般会計予算 ほか60件） 委員会は，議第24号については修正可決，その他の議案は原案可決と査定する。 共産：議第1号，19号及び61号について継続審議すべきとの動議を西村義美議員が提出。 自民，民主，公明，京都，み・無：反対 起立表決する。 自民：全て賛成。椋田隆知議員が議第1号に対する賛成討論を行い，島本京司議員が議第19号～22号及び議題61号～63号に対する賛成討論を行う。 共産：議第24号の修正案に反対，原案に賛成。 議第1号，3～5号，14号，19号，21号，25号～27号，31号～33号，35号～39号，41号，44号，46号，51号，52号，58号，60号，61号，63号，66号，67号，182号及び183号については反対，その他の議案は賛成。玉本なるみ議員が，議第1号，3号，31号～33号，35号～38号，46号，51号，182号及び183号に対する反対討論を，北山ただお議員が議題19号，21号及び61号に反対し，議題20号，22号及び62号に賛成の討論を，井坂博文議員が議題24号の委員会修正案に反対，原案に賛成の討論を，井上けんじ議員が議第44号に対する反対討論を行う。 民主：議第24号については，委員会修正案に反対，原案に賛成。その他の議案は賛成。天方浩之議員が議第1号～18号に対する賛成討論を行い，片桐直哉議員が議第19号～22号及び61号～63号に対する賛成討論を行う。 公明：全て賛成。国本友利議員が議第1号に対する賛成討論を行い，平山よしかず議員が議第19号～22号及び61号～63号に対する賛成討論を行う。 京都：議第1号及び16号については反対，議第24号については委員会修正案に賛成，その他の議案はいずれも賛成。村山祥栄議員が議第1号

	及び16号に対する反対討論を行う。 玉本なるみ議員，椋田隆知議員，村山祥栄議員，天方浩之議員，北山ただお議員，国本友利議員，井上けんじ議員，島本京司議員，井坂博文議員，片桐直哉議員，平山よしかず議員の討論の後，議第24号の委員会修正案について起立表決し，次に，修正部分を除く原案について簡易表決する。 議第1号，3号～5号，14号，16号，19号，21号，25号～27号，31号～33号，35号～39号，41号，44号，46号，51号，52号，58号，60号，61号，63号，66号，67号，182号及び183号は起立表決し，その他の議案28件は簡易表決する。 付帯決議は，意見が分かれるものは，起立表決する。 ｲ 経済総務委員会（議第23号　新型インフルエンザ等対策本部条例の制定 ほか1件） 委員会は，原案可決と査定する。 全会派：全て賛成 簡易表決する。 ｳ くらし環境委員会（議第64号 指定管理者の指定（京都会館） ほか2件） 委員会は，原案可決と査定する。 全会派：全て賛成 簡易表決する。 ｴ 教育福祉委員会（議第42号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 ほか2件） 委員会は，原案可決と査定する。 全会派：全て賛成 簡易表決する。 ｵ まちづくり委員会（議第54号 道路構造条例の制定 ほか7件） 委員会は，原案可決と査定する。 全会派：全て賛成 簡易表決する。 ⑶ 追加議案の取扱い ｱ 市長等の給与の額の特例に関する条例の制定（議第192号） ｲ 副市長の選任 1件 ｳ 固定資産評価審査委員会委員の選任 4件 ｴ 教育委員会委員の任命 1件 ｵ 京都府公安委員会委員の推薦 1件 ｶ 包括外部監査契約の締結 1件 ｷ 人権擁護委員の推薦 5件 自民，民主，公明，京都，み・無：全て賛成 共産：副市長の選任及び教育委員会委員の任命は反対，その他の議案は賛成

	副市長の選任及び教育委員会委員の任命については起立表決し，その他の議案12件については簡易表決する。 ⑷ 委員会条例の一部改正 別記3のとおり改正することとし，簡易表決する。 ⑸ 常任委員及び市会運営委員の選任 別記4及び別記5のとおり議長が指名する。 なお，各委員会の正副委員長の互選については，本会議終了後，議場にて，常任委員会，市会運営委員会の合同委員会を開会し，議長から正副委員長を一括して指名することに決定する。 ⑹ 市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正 別記6のとおり改正することとし，簡易表決する。 ⑺意見書案及び決議案の取扱い ｱ 我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書（全会派） 簡易表決する。 ｲ ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（自，共，民，公，み・無） ｳ 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書（自，共，民，公，み・無） 京都：ｲ及びｳに賛成 いずれも簡易表決する。 ｴ 生活保護基準の見直しに関する意見書（自，民，公，み・無） ｵ 生活保護基準を引き下げるとの政府方針の撤回を求める意見書（共） 自民，民主，公明，み・無：ｵに反対 共産：ｴに反対。ｴに対して反対し，ｵに対して賛成の討論をくらた共子議員が行う。 京都：ｴに賛成，ｵに反対 2件を一括議題とし，くらた共子議員の討論の後，いずれも起立表決する。 ｶ 東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書（自，民，公，み・無） ｷ 東日本大震災の被災者に対する公営住宅等の支援に関する意見書（共） 自民，民主，公明，み・無：ｷに反対 共産：ｶに賛成。ｶ及びｷに対して，西野さち子議員が賛成討論を行う。 京都：ｶに賛成，ｷに反対。 2件を一括議題とし，西野さち子議員の討論の後，ｷについては起立表決し，ｶについては簡易表決する。 ｸ 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（自，民，公，み・無） ｹ 中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書（共） 自民，民主，公明，み・無：ｹに反対

	共産：ｸに賛成。ｸ及びｹに対して，樋口英明議員が賛成討論を行う。 京都：ｸに賛成，ｹに反対 2件を一括議題とし，樋口英明議員の討論の後，ｹについては起立表決，ｸについては簡易表決する。 ｺ 次代を担う若者世代支援策を求める意見書（自，民，公，み・無） 共産：反対 京都：賛成 起立表決する。 ｻ ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書（自，公，京，み・無） ｼ ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉への参加をしないよう求める意見書（共） 自民，公明，京都，み・無：ｼに反対 共産：ｻに反対。ｻに対して反対し，ｼに対して賛成の討論をとがし豊議員が行う。 民主：ｻに賛成，ｼに反対 2件を一括議題とし，とがし豊議員の討論の後，それぞれ起立表決する。 ｽ 雇用の安定と就労条件の改善に関する決議（共） 自民，民主，公明，京都，み・無：反対 共産：岩橋ちよみ議員が案の説明を行う。 岩橋ちよみ議員の案の説明の後，起立表決する。 ｾ 京都市厚生会事業に関する決議（京） 自民，共産，民主，公明，み・無：反対 起立表決する。 ⑻ その他 ｱ 22日の本会議は，午前11時に開会する。 ｲ 本会議終了後の合同委員会の後に，市会運営委員会を開会し，理事の選任等を行う。
常任委員会・市会運営委員会合同委員会	
会議の日時	3月22日（金）　開会　午後3時01分　散会　午後3時02分
会議の内容	1 正副委員長の互選について 議長の指名により別記19のとおり選任する。
市会運営委員会	
会議の日時	3月22日（金）　開会　午後3時34分　散会　午後3時39分
会議の内容	1 理事及び市会本会議議事進行係の選任について 委員長の指名により別記20のとおり選任する。 2 理事会の代行権限について 本会議の具体的な議事運営方法を協議する場合などのほかは，理事会をもって委員会に代行することに決定する。 3 各種審議会委員の推薦依頼について

	市長から議長に推薦依頼があった各種審議会委員について，別記21のとおり推薦することに決定する。 4 5月市会の審議日程について 日程表（別記22）のとおり確認し，改めて5月7日の市会運営委員会で決定することとする。
市会運営委員会理事会	
会議の日時	4月19日（金）　開会　午前9時32分　散会　午前9時35分
会議の内容	1 議長からの報告事項について 議長において，みんなの党・無所属の会が会派を解消したとの届出があったことが報告された。 2 市会改革推進委員の辞任及び補欠選任について 議長において，くらた共子議員，隠塚功議員，松下真蔵議員，曽我修議員，佐々木たかし議員及び森川央議員の市会改革推進委員の辞任を許可し，後任に津田大三議員，西村善美議員，青木よしか議員，片桐直哉議員，青野仁志議員及び江村理紗議員を指名することと決定する。 3 京都市会海外行政調査審査会委員の変更について 議長において，清水ゆう子議員の辞任を許可することと決定する。 4 議長からの諮問事項について 議長の下に市会改革推進委員会から以下に係る報告書が提出された。 ⑴ 議会基本条例骨子 ⑵ 各会派から提案された個別項目 ・本会議場における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方の検討 ・常任委員会のネット中継の実施 ・弾力的な会期設定 ⑵の取扱いについて，各会派で検討することとする。

（別記7）

２ 月 定 例 会　日 程（案）

（25. 2. 13）

	月 日	曜日	本 会 議 等		委　員　会　等		備　考
7	2･13	水		告示　＜議案発送＞	10:00	市会運営委員会	
6	･14	木					
5	･15	金					
4	･16	土		―――			
3	･17	日		―――			
2	･18	月					
1	･19	火			10:00	市会運営委員会	
1	･20	水	10:00	本会議　＜招集＞			
2	･21	木				委員会	
3	･22	金		（議員会）			
4	･23	土		―――			
5	･24	日		―――			
6	･25	月				委員会(討論結了)－市会運営委員会	
7	･26	火	10:00	本会議			
8	･27	水	10:00	本会議			
9	･28	木				┐	
10	3･ 1	金				│	
11	･ 2	土		―――		│	
12	･ 3	日		―――		│	
13	･ 4	月				│	
14	･ 5	火				│	
15	･ 6	水				│	
16	･ 7	木				― 委員会	
17	･ 8	金				│	
18	･ 9	土		―――		│	
19	･10	日		―――		│	
20	･11	月				│	
21	･12	火				│	
22	･13	水				│	
23	･14	木				│	
24	･15	金				┘	
25	･16	土		―――			
26	･17	日		―――			
27	･18	月		（議員会）			
28	･19	火		（議員会）			
29	･20	水祝		―――			
30	･21	木				委員会(討論結了)－市会運営委員会	
31	･22	金	10:00	本会議　＜会期末＞			

代　表　質　疑　時　間　割　（案）

＊　交 渉 会 派：基本時間１９分＋４分×議員数
　　非交渉会派：７．５分×議員数　　（答弁は質疑時間の６割）　　（５９０分）

［第１日目］

１０：００
１０：０４
１１：５０

（休憩７０分）

自　　民：１７１分（質疑　１０７分／答弁　６４分）

１３：００
１３：０３
１４：０８

（休憩２０分）

共　　産：１２６分（質疑　７９分／答弁　４７分）

１６：３４

［第２日目］

１０：００
１０：０４
１１：５０

（休憩７０分）

民主・都：１１４分（質疑　７１分／答弁　４３分）

１３：００
１３：０３
１３：１１

公　　明：１０７分（質疑　６７分／答弁　４０分）

１４：５８

（休憩２０分）

１５：１８

京　　都：　４８分（質疑　３０分／答弁　１８分）

１６：０６

みんな・無：　２４分（質疑　１５分／答弁　９分）

１６：３０

（別記9）

議員の派遣の変更（平成２４年１１月２９日議決分）

	変　更　前	変　更　後
名　　称	ロードプライシングに関する海外先進事例の取組及び総合交通体系におけるロードプライシングの位置付けの調査	同左
派遣目的	本市の重要課題である，環境及び交通行政の分野を中心に，当該分野における先進都市の施策等を調査することにより，市政が抱える諸問題を解決し，本市の更なる発展に寄与するため，各都市の取組や関係施設などを調査する。	同左
派遣場所	・シンガポール市 ・ロンドン市 ・ミラノ市	同左
派遣期間	平成２５年１月３０日から平成２５年２月８日まで	同左
派遣議員	加藤　盛司，小林　正明，西村　義直，下村あきら，桜井　泰広，隠塚　　功，山本ひろふみ，青木よしか	加藤　盛司，西村　義直，下村あきら，桜井　泰広，隠塚　　功，山本ひろふみ，青木よしか

（別記10）

平成２４年度京都市会海外行政調査

１　再生可能エネルギーに関する海外先進事例の取組の調査

⑴　派遣目的

省エネルギー社会に向け，脱原発を見据えた再生可能エネルギーの推進を中心に，当該分野における先進都市の施策等を調査することにより，市政が抱える諸問題を解決し，本市の更なる発展に寄与するため，各都市の取組や施設等を調査する。

⑵　派遣場所

・ドイツ国内各都市（オブリヒハイム原発立地自治体，フライブルク市，ミュンヘン市），各都市周辺の小規模自治体（ヴァルドキルヒ町，ヴィルトポルツリート村）

・バルセロナ市

⑶　派遣期間

平成２５年１月２６日から平成２５年２月４日まで

⑷　派遣議員

寺田　一博，田中　明秀，吉井　あきら，島本　京司，山岸　たかゆき，松下　真蔵

２　ロードプライシングに関する海外先進事例の取組及び総合交通体系におけるロードプライシングの位置付けの調査

⑴　派遣目的

本市の重要課題である，環境及び交通行政の分野を中心に，当該分野における先進都市の施策等を調査することにより，市政が抱える諸問題を解決し，本市の更なる発展に寄与するため，各都市の取組や関係施設などを調査する。

⑵　派遣場所

・シンガポール市

・ロンドン市

・ミラノ市

⑶　派遣期間

平成２５年１月３０日から平成２５年２月８日まで

⑷　派遣議員

加藤　盛司，西村　義直，下村　あきら，桜井　泰広，隠塚　功，山本　ひろふみ，青木　よしか

（別記11）

市選挙管理委員会委員及び同補充員の候補者選考要綱（案）

1　選挙すべき市選挙管理委員会委員及び同補充員の人員

選挙管理委員　　４人

同補充員　　４人

2　選考の方法

（１）理事懇談会に選考を一任する。

（２）選考は，４月１９日までに終わるように進行すること。

（３）選考の結果は，所定の様式（別紙）により，会派の代表者から市会議長に報告する。

3　選考に際しての注意事項

（１）資格（地方自治法第１８２条第１項の規定に基づく。）

ア　選挙権を有する者

イ　人格が高潔で，政治及び選挙に関し公正な識見を有する者

（２）欠格事項（地方自治法第１８２条第４項，同条第５項，同条第７項及び同法第１８０条の５第６項の規定に基づく。）

ア　法律の定めるところにより行われる選挙，投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は，委員又は補充員となることができない。

イ　委員又は補充員は，それぞれその中の２人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。

ウ　委員は，地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

エ　委員は，当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者，支配人及び清算人たることができない。

（参考）

選挙の方法については，会派で選考された候補者を，市会本会議で指名推選の方法により選挙するのが例である。

（別紙）

京都市会議長　様

代表者

印

市選挙管理委員会委員の候補者

所属政党 政治団体	氏　　名	生年月日	住　　所	職　　業	内 諾 印

（別紙）

京都市会議長　様

代表者

印

市選挙管理委員会委員補充員の候補者

所属政党 政治団体	順 位	氏　　名	生年月日	住　　所	職　　業	内 諾 印

（別記12）

区選挙管理委員会委員及び同補充員の候補者選考要綱（案）

１　選挙すべき区選挙管理委員会委員及び同補充員の人員

山科区及び西京区を除く区選挙管理委員会委員　　各４人

同補充員　　各４人

２　選考の方法

（１）関係区選出議員の会議に選考を一任する。この会議の招集等は，区長においてあっせんする。

（２）選考は，４月１９日までに終わるように進行すること。

（３）選考の結果は，所定の様式（別紙）により，関係区選出議員の代表から市会議長に報告する。

３　選考に際しての注意事項

（１）資格（地方自治法第１８２条第１項の規定に基づく。）

ア　選挙権を有する者

イ　人格が高潔で，政治及び選挙に関し公正な識見を有する者

（２）欠格事項（地方自治法第１８２条第４項，同条第５項，同条第７項及び同法第１８０条の５第６項の規定に基づく。）

ア　法律の定めるところにより行われる選挙，投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者は，委員又は補充員となることができない。

イ　委員又は補充員は，それぞれその中の２人が同時に同一の政党その他の政治団体に属する者となることとなってはならない。

ウ　委員は，地方公共団体の議会の議員及び長と兼ねることができない。

エ　委員は，当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員，取締役，執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者，支配人及び清算人たることができない。

(参考)

選挙の方法については，関係区選出議員の会議で選考された候補者を，市会本会議で指名推選の方法により選挙するのが例である。

（別紙）

京都市会議長　様

区選出議員　代表者

印

区選挙管理委員会委員の候補者

所属政党 政治団体	氏　　名	生年月日	住　　所	職　　業	内 諾 印

区選挙管理委員会委員補充員の候補者

所属政党 政治団体	順 位	氏　　名	生年月日	住　　所	職　　業	内 諾 印

（別記13）

水防事務組合議会議員の候補者選考要綱（案）

1　選挙すべき議員の人員

（1）澱川右岸水防事務組合議会議員　１２人（うち５人は市長推薦）

地　区　名	議員数（うち市長推薦）
竹　　田	２人（１人）
下　鳥　羽	２人（１人）
横　大　路	３人（１人）
納所・向島	２人（１人）
淀	３人（１人）

（2）桂川・小畑川水防事務組合議会議員　７人（うち３人は市長推薦）

地　区　名	議員数（うち市長推薦）
久　　我	２人（１人）
羽　束　師	３人（１人）
淀	２人（１人）

2　選考の方法

（1）伏見区選出議員の会議に選考を一任する。この会議の招集等は，伏見区長においてあっせんする。

（2）選考は，４月１９日までに終わるように進行すること。

（3）選考の結果は，所定の様式（別紙）により，伏見区選出議員の代表者から市会議長に報告する。

3　選考に際しての注意事項

資格

（1）当該区域内に住所を有し，又は土地若しくは建物を所有する者

（2）市の議会議員の被選挙権を有する者

（3）水防に関し学識経験があり，かつ，熱意があると認められる者

(参考)

選挙の方法については，伏見区選出議員の会議で選考された候補者を，市会本会議で指名推選の方法により選挙するのが例である。

（別紙）

京都市会議長　様

伏見区選出議員　代表者

印

淀川右岸水防事務組合議会議員の候補者

地区名	氏　　名	生年月日	住　　所	主な経歴	備考	内諾印
竹　田					市長 推薦	
竹　田						
下鳥羽					市長 推薦	
下鳥羽						
横大路					市長 推薦	
横大路						
横大路						
納　所 向　島					市長 推薦	
納　所 向　島						
淀					市長 推薦	
淀						
淀						

（別紙）

京都市会議長　様

伏見区選出議員　代表者

印

桂川・小畑川水防事務組合議会議員の候補者

地区名	氏　　名	生年月日	住　　所	主な経歴	備考	内諾印
久　我					市長 推薦	
久　我						
羽束師					市長 推薦	
羽束師						
羽束師						
淀					市長 推薦	
淀						

（別記14）

代　表　質　疑　時　間　割

［２月２６日（火）］

１０時００分	開　　議		
１０時０４分			
	（富　　きくお　議員）	質疑時間	２７分
		答弁時間	１６分
１０時４７分			
	（加　藤　盛　司　議員）	質疑時間	２７分
		答弁時間	１６分
１１時３０分			
	（山　本　恵　一　議員）	質疑時間	２７分
		答弁時間	１６分
１１時５０分			
（休憩７０分）			
１３時００分	再　　開		
１３時０３分			
１３時２６分			
	（下　村　あきら　議員）	質疑時間	２６分
		答弁時間	１６分
１４時０８分			
	（井　坂　博　文　議員）	質疑時間	２９分
		答弁時間	１７分
１４時５４分			
（休憩２０分）			
１５時１４分	再　　開		
	（岩　橋　ちよみ　議員）	質疑時間	２５分
		答弁時間	１５分
１５時５４分			
	（河　合　ようこ　議員）	質疑時間	２５分
		答弁時間	１５分
１６時３４分			

※　開議，再開の１分前にベルを入れる。

代 表 質 疑 時 間 割

［２月２７日（水)］

１０時００分	開　　議		
１０時０４分			
	（隠　塚　　功　議員）	質疑時間	２５分
		答弁時間	１５分
１０時４４分			
	（中　野　洋　一　議員）	質疑時間	２３分
		答弁時間	１４分
１１時２１分			
	（宮　本　　徹　議員）	質疑時間	２３分
		答弁時間	１４分
１１時４４分			
（休憩７６分）			
１３時００分	再　　開		
１３時０３分			
１３時１７分			
	（曽　我　　修　議員）	質疑時間	２３分
		答弁時間	１４分
１３時５４分			
	（平　山よしかず　議員）	質疑時間	２２分
		答弁時間	１３分
１４時２９分			
	（久　保　勝　信　議員）	質疑時間	２２分
		答弁時間	１３分
１５時０４分			
（休憩２０分）			
１５時２４分	再　　開		
	（中　島　拓　哉　議員）	質疑時間	１５分
		答弁時間	９分
１５時４８分			
	（村　山　祥　栄　議員）	質疑時間	１５分
		答弁時間	９分
１６時１２分			
	（森　川　　央　議員）	質疑時間	１５分
		答弁時間	９分
１６時３６分			

※　開議，再開の１分前にベルを入れる。

（別記15）

京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程の一部改正（案）　新旧対照表

現　行	改正案
京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程 （用語） 第 1 条　この規程において使用する用語は，京都市政務調査費の交付に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 （使途基準） 第 2 条　条例第 11 条に規定する別に定める基準は，会派にあっては別表第 1 に，議員にあっては別表第 2 に掲げるとおりとする。 （会計帳簿等の整理保管） 第 3 条　会派政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者(当該会派が解散した場合にあっては，当該会派の経理責任者であった者)及び議員政務調査費の交付を受けた議員(当該議員が議員でなくなった場合にあっては，当該議員であった者)は，当該会派政務調査費及び当該議員政務調査費の出納について，会計帳簿を調製し，及び領収書等を整理するとともに，これらの書類を，当該会派政務調査費及び当該議員政務調査費に係る収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。 （収支報告書） 第 4 条　収支報告書の様式は，会派にあっては第 1 号様式と，議員にあっては第 2 号様式とする。 （収支報告書等の閲覧） 第 5 条　条例第 16 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧は，こ	京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程 （用語） 第 1 条　この規程において使用する用語は，京都市政務活動費の交付等に関する条例(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 第 2 条　（削除） （会計帳簿等の整理保管） 第 2 条　会派政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者(当該会派が解散した場合にあっては，当該会派の経理責任者であった者)及び議員政務活動費の交付を受けた議員(当該議員が議員でなくなった場合にあっては，当該議員であった者)は，当該会派政務活動費及び当該議員政務活動費の出納について，会計帳簿を調製し，及び領収書等を整理するとともに，これらの書類を，当該会派政務活動費及び当該議員政務活動費に係る収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。 （収支報告書） 第 3 条　収支報告書の様式は，会派にあっては第 1 号様式と，議員にあっては第 2 号様式とする。 （収支報告書等の閲覧） 第 4 条　条例第 16 条第 2 項の規定による収支報告書等の閲覧は，こ
れらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。 2　収支報告書等の閲覧は，京都市議事堂内の議長が定める場所において，月曜日から金曜日まで(京都市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日に当たる日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)の間にしなければならない。 3　収支報告書等は，前項の場所以外に持ち出すことができない。 4　収支報告書等は，丁寧に取り扱い，破損，汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 5　議長は，前 3 項の規定に違反する者に対しては，その閲覧を中止させ，又は閲覧を禁止することができる。 附　則 この規程は，平成 13 年 4 月 1 日から施行する。	れらを提出すべき期間の末日の翌日から起算して 60 日を経過する日の翌日からすることができる。 2　収支報告書等の閲覧は，京都市議事堂内の議長が定める場所において，月曜日から金曜日まで(京都市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日に当たる日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)の間にしなければならない。 3　収支報告書等は，前項の場所以外に持ち出すことができない。 4　収支報告書等は，丁寧に取り扱い，破損，汚損又は加筆等の行為をしてはならない。 5　議長は，前 3 項の規定に違反する者に対しては，その閲覧を中止させ，又は閲覧を禁止することができる。 附　則 この規程は，平成 13 年 4 月 1 日から施行する。 附　則 この規程は，平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）京都市会議長

会　派　の　名　称
代　表　者　の　氏　名　　印
経　理　責　任　者　の　氏　名　　印

収支報告書の提出について

京都市政務調査費の交付に関する条例第12条（□第１項　□第２項）の規定により，別紙のとおり，収支報告書を提出します。

注　該当する□には，レ印を記入してください。

第１号様式（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

（宛先）京都市会議長

会　派　の　名　称
代　表　者　の　氏　名　　㊞
経　理　責　任　者　の　氏　名　　㊞

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条（□第１項　□第２項）の規定により，別紙のとおり，収支報告書を提出します。

注　該当する□には，レ印を記入してください。

収　支　報　告　書

１　会　派　の　名　称
　　代　表　者　の　氏　名
　　経理責任者の氏名

２　収　支　の　内　容

項　　目		金　　額	主　な　実　績　・　内　容 （かっこ内は記載参考例）
交付済総額（①）		円	
支出済総額	委託調査費		（委託目的等）
	会議研修費		（会議目的，研修目的等）
	調査旅費		（日程，調査場所，調査目的等）
	広報広聴費		（名称，目的等）
	資料作成費		（名称等）

収　支　報　告　書

１　会　派　の　名　称
　　代　表　者　の　氏　名
　　経理責任者の氏名

２　収　支　の　内　容

項　　目		金　　額	主　な　実　績　・　内　容 （括弧内は記載参考例）
交付済総額（①）		円	
支出済総額	調査研究費		（テーマ，目的等）
	研修費		（テーマ，目的等）
	広報広聴費		（名称，目的等）
	要請・陳情活動費		（目的等）
	会議費		（目的等）

項　　目		金　　額	主 な 実 績 ・ 内 容 （かっこ内は記載参考例）
支出済総額	資料購入費		（図書，雑誌，新聞，資料等）
	通信運搬費		（傭車料，電話・郵便代等）
	備品消耗品費		（備品名等）
	人　件　費		（人数，雇用期間等）
	事 務 所 費		（場所等）
	合　計（②）		
差引残額（①－②）			

項　　目		金　　額	主 な 実 績 ・ 内 容 （括弧内は記載参考例）
支出済総額	資料作成費		（名称等）
	資料購入費		（種類等）
	通信運搬費		（通信手段等）
	備品消耗品費		（備品名等）
	人　件　費		（人数，雇用期間等）
	事 務 所 費		（場所等）
	合　計（②）		
差引残額（①－②）			

第２号様式（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

（あて先）京都市会議長

京都市会議員　　印

収支報告書の提出について

京都市政務調査費の交付に関する条例第12条（□第１項　□第２項）の規定により，別紙のとおり，収支報告書を提出します。

注　該当する□には，レ印を記入してください。

第２号様式（第３条関係）

平成　　年　　月　　日

（宛先）京都市会議長

京都市会議員　　㊞

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条（□第１項　□第２項）の規定により，別紙のとおり，収支報告書を提出します。

注　該当する□には，レ印を記入してください。

収　支　報　告　書

1　議　員　の　氏　名

2　収　支　の　内　容

項　　目		金　　額	主　な　実　績　・　内　容 （かっこ内は記載参考例）
交付済総額（①）		円	
支出済総額	委託調査費		（委託目的等）
	会議研修費		（会議目的，研修目的等）
	調査旅費		（日程，調査場所，調査目的等）
	広報広聴費		（名称，目的等）
	資料作成費		（名称等）

収　支　報　告　書

1　議　員　の　氏　名

2　収　支　の　内　容

項　　目		金　　額	主　な　実　績　・　内　容 （括弧内は記載参考例）
交付済総額（①）		円	
支出済総額	調査研究費		（テーマ，目的等）
	研修費		（テーマ，目的等）
	広報広聴費		（名称，目的等）
	要請・陳情活動費		（目的等）
	会議費		（目的等）

項　　目		金　　額	主　な　実　績　・　内　容 （かっこ内は記載参考例）
支出済総額	資料購入費		（図書，雑誌，新聞，資料等）
	通信運搬費		（傭車料，電話・郵便代等）
	備品消耗品費		（備品名等）
	人件費		（人数，雇用期間等）
	事務所費		（場所等）
	合　計（②）		
差引残額（①－②）			

項　　目		金　　額	主　な　実　績　・　内　容 （括弧内は記載参考例）
支出済総額	資料作成費		（名称等）
	資料購入費		（種類等）
	通信運搬費		（通信手段等）
	備品消耗品費		（備品名等）
	人件費		（人数，雇用期間等）
	事務所費		（場所等）
	合　計（②）		
差引残額（①－②）			

（別記16）

京都市政務調査費取扱要綱の一部改正（案）　新旧対照表

現　行	改正案
京都市政務調査費取扱要綱	京都市政務活動費取扱要綱
（用語）	（用語）
第 1 条　この要綱において使用する用語は，京都市政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。	第 1 条　この要綱において使用する用語は，京都市政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。
（支出に係る取扱い）	（支出に係る取扱い）
第 2 条　政務調査費を支出するときは，会派政務調査費の交付を受けた会派及び議員政務調査費の交付を受けた議員は，領収書等を徴収しなければならない。	第 2 条　政務活動費を支出するときは，会派政務活動費の交付を受けた会派及び議員政務活動費の交付を受けた議員は，領収書等を徴収しなければならない。
2　前項の規定にかかわらず，領収書等を徴収し得ないと認められるときは，同項のものは，支出の事実を証する書類をその都度作成しなければならない。	2　前項の規定にかかわらず，領収書等を徴収し得ないと認められるときは，同項の会派及び議員は，支出の事実を証する書類をその都度作成しなければならない。
3　次の各号に掲げる区分に該当する経費を政務調査費から支出するときは，第 1 項のものは，当該各号の定めるところにより事務を処理しなければならない。	3　次の各号に掲げる区分に該当する経費を政務活動費から支出するときは，第 1 項の会派及び議員は，当該各号の定めるところにより事務を処理しなければならない。
(1) 委託調査費	(1) 調査研究費のうち，調査研究を外部の団体又は個人に委託する場合の経費
ア　外部の団体又は個人に調査を委託するときは，委託先，調査項目，委託期間及び委託金額を明記した委託契約書を作成すること。	ア　委託先，調査項目，委託期間及び委託金額を明記した委託契約書を作成すること。
イ　契約の履行を受けるときは，委託先に成果物を提出させること。	イ　契約の履行を受けるときは，委託先に成果物を提出させること。
(2) 調査旅費	(2) 出張に要する交通費，宿泊費等の経費
ア　旅費の支出は，調査出張に要する実費とし，日当を含めないこと。	ア　出張に要する経費は，実費を計上し，日当を含めないこと。
イ　調査出張を終えたときは，速やかに出張の記録を作成すること。	イ　出張を終えたときは，速やかに出張の記録を作成し，保管すること。
	ウ　出張の目的に応じて，調査研究費，研修費，広報広聴費，要請・陳情活動費又は会議費の費目から支出すること。
(3) 人件費	(3) 人件費
補助職員を雇用したときは，職員雇用台帳（第 1 号様式）に必要事項を記入すること。	補助職員を雇用したときは，職員雇用台帳（第 1 号様式）に必要事項を記入すること。
(4) 事務所費	(4) 事務所費
ア　事務所費を支出したときは，事務所台帳（第 2 号様式）に必要事項を記入すること。	ア　事務所費を支出したときは，事務所台帳（第 2 号様式）に必要事項を記入すること。
イ　事務所の賃借料を支出したときは，事務所台帳に賃貸契約書を添付すること。	イ　事務所の賃借料を支出したときは，事務所台帳に賃貸契約書を添付すること。
4　前項各号に規定する契約書，成果物，記録及び台帳は，会派政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者（当該会派が解散した場合にあっては，当該会派の経理責任者であった者）及び議員政務調査費の交付を受けた議員（当該議員が議員でなくなった場合にあっては，当該議員であった者）において，当該支出に係る収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。	4　前項各号に規定する契約書，成果物，記録及び台帳は，会派政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者（当該会派が解散した場合にあっては，当該会派の経理責任者であった者）及び議員政務活動費の交付を受けた議員（当該議員が議員でなくなった場合にあっては，当該議員であった者）において，当該支出に係る収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保管しなければならない。
5　前項に規定するもののほか，納品書，請求書等政務調査費の支出に係る領収書等の内容を補完する書類等があるときは，同項の者は，当該書類等を当該支出に係る領収書等と共に保管するよう努めなければならない。	5　前項に規定するもののほか，納品書，請求書等政務活動費の支出に係る領収書等の内容を補完する書類等があるときは，同項の者は，当該書類等を当該支出に係る領収書等と共に保管するよう努めなければならない。

（会計帳簿） 第 3 条　京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程（以下「規程」という。）第 3 条に規定する会計帳簿は，第 3 号様式によるものとする。 （領収書等の整理方法等） 第 4 条　規程第 3 条に規定する領収書等の整理は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる支出調書を作成して行わなければならない。 (1) 領収書等を徴収したとき　支出調書（一般用）（第 4 号様式） (2) 支出の事実を証する書類を作成するとき　支出調書（支出証明用）（第 5 号様式） (3) 前 2 号の規定にかかわらず，調査旅費を支出したとき　支出調書（調査旅費用）兼出張記録書（第 6 号様式） 2　条例第 12 条第 1 項の規定により収支報告書に添えて議長に提出する領収書等の写しは，前項の規定により作成した支出調書の写しとする。 3　前号の支出調書の写しには，支出調書一覧表（第 7 号様式）を添えなければならない。 （振込口座） 第 5 条　会派及び議員は，政務調査費の交付を受けるための振込口座を備えなければならない。 2　会派政務調査費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員政務調査費の交付を受けようとする議員は，政務調査費振込申出書（第 8 号様式）により，前項の振込口座を市長に届け出なければならない。	（会計帳簿） 第 3 条　京都市政務活動費の交付等に関する条例施行規程（以下「規程」という。）第 2 条に規定する会計帳簿は，第 3 号様式によるものとする。 （領収書等の整理方法等） 第 4 条　規程第 2 条に規定する領収書等の整理は，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる支出調書を作成して行わなければならない。 (1) 領収書等を徴収したとき　支出調書（一般用）（第 4 号様式） (2) 支出の事実を証する書類を作成するとき　支出調書（支出証明用）（第 5 号様式） (3) 前 2 号の規定にかかわらず，出張に要する交通費，宿泊費等の経費を支出したとき　支出調書兼出張記録書（第 6 号様式） 2　条例第 12 条第 1 項の規定により収支報告書に添えて議長に提出する領収書等の写しは，前項の規定により作成した支出調書の写しとする。 3　前号の支出調書の写しには，支出調書一覧表（第 7 号様式）を添えなければならない。 （振込口座） 第 5 条　会派及び議員は，政務活動費の交付を受けるための振込口座を備えなければならない。 2　会派政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員政務活動費の交付を受けようとする議員は，政務活動費振込申出書（第 8 号様式）により，前項の振込口座を市長に届け出なければならない。

3　前項の届出は，既に届け出た振込口座に変更がないときは，これを省略することができる。 附　則 1　この要綱は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。	3　前項の届出は，既に届け出た振込口座に変更がないときは，これを省略することができる。 附　則 1　この要綱は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。 附　則 （施行期日） 1　この要綱は，平成 25 年 3 月 1 日から施行する。 （経過措置） 2　この要綱による改正前の京都市政務調査費取扱要綱第 5 条第 2 項の規定により届け出た振込口座は，この要綱による改正後の京都市政務活動費取扱要綱第 5 条第 2 項の規定により届け出た振込口座とみなす。

第１号様式（第２条関係）

職　員　雇　用　台　帳

氏　名	性別	住　所	生年月日	雇用期間
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～

第１号様式（第２条関係）

（現行どおり）

第２号様式（第２条関係）

事　務　所　台　帳

事　務　所　の　住　所	面　積（㎡）

第２号様式（第２条関係）

（現行どおり）

第３号様式（第３条関係）

会　　計　　帳　　簿

年　月　日	摘　　要	収入金額	支出金額	差引残高
		円	円	円
合　　計				

第３号様式（第３条関係）

（現行どおり）

第４号様式（第４条関係）

支　出　調　書（一般用）

会派名又は議員名＿＿＿＿＿＿＿＿

支出年月日	年　　月　　日	整理№	
使途項目	委託調査費　会議研修費　広報広聴費　資料作成費 資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　事務所費		
使途内容			
按分割合		政務調査費 支　出　額	円
備　　考			

（領収書等ちょう付欄）

注1　使途項目欄は，該当する項目を○で囲んでください。
　2　領収書等ちょう付欄にちょう付することができない領収書等は，この様式の裏面又は別紙にちょう付してください。

第４号様式（第４条関係）

支　出　調　書（一般用）

会派名又は議員名＿＿＿＿＿＿＿＿

支出年月日	年　　月　　日	整理№	
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 資料作成費　資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　事務所費		
使途内容			
按分割合		政務活動費 支　出　額	円
備　　考			

（領収書等貼付欄）

注1　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。
　2　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は，この様式の裏面又は別紙に貼付してください。

第５号様式(第４条関係)

支　出　調　書（支出証明用）

会派名又は議員名＿＿＿＿＿＿＿＿

支出年月日	年　月　日	整理№	
使途項目	委託調査費　会議研修費　広報広聴費　資料作成費 資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　事務所費		
使途内容			
支出額	内訳等		金　額（円）
	合　計		
	按分割合	政務調査費 支出額	
支出先	（住所，氏名等）		
領収書を徴し得ない理由			
備　考			

注　使途項目欄は，該当する項目を○で囲んでください。

第５号様式(第４条関係)

支　出　調　書（支出証明用）

会派名又は議員名＿＿＿＿＿＿＿＿

支出年月日	年　月　日	整理№	
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費 資料作成費　資料購入費　通信運搬費　備品消耗品費　人件費　事務所費		
使途内容			
支出額	内訳等		金　額（円）
	合　計		
	按分割合	政務活動費 支出額	
支出先	（住所，氏名等）		
領収書を徴し得ない理由			
備　考			

注　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。

第６号様式(第４条関係)

（表面）

支　出　調　書（調査旅費用）兼　出　張　記　録　書

会派名又は議員名＿＿＿＿＿＿＿＿

支出年月日	年　月　日	整理№	
調査期間	年　月　日　～　年　月　日		
調査内容	（調査場所，調査目的，相手方，行程，参加者等）		
調査費用	経費の内容，積算内訳等		金　額（円）
	合　計		
	按分割合	政務調査費支出額	
備　考			

注　支出年月日は，調査に要したすべての支出が完了した日を記入してください。

第６号様式(第４条関係)

（表面）

支　出　調　書　兼　出　張　記　録　書

会派名又は議員名＿＿＿＿＿＿＿＿

支出年月日	年　月　日	整理№	
使途項目	調査研究費　研修費　広報広聴費　要請・陳情活動費　会議費		
期　間	年　月　日　～　年　月　日		
内　容	（活動の目的，概要，場所，行程，参加者等）		
費　用	経費の内容，積算内訳等		金　額（円）
	合　計		
	按分割合	政務活動費支出額	
備　考			

注1　使途項目の欄は，該当する項目を○で囲んでください。
　2　支出年月日は，当該活動に要した全ての支出が完了した日を記入してください。

（裏面）

（領収書等ちょう付欄）

注　領収書等ちょう付欄にちょう付することができない領収書等は，別紙にちょう付してください。

（裏面）

（領収書等貼付欄）

注　領収書等貼付欄に貼付することができない領収書等は，別紙に貼付してください。

第７号様式（第４条関係）

支　出　調　書　一　覧　表

（　　費）　　会派名又は議員名

整理No.	支出日	使途内容	政務調査費 支出額(円)

第７号様式（第４条関係）

支　出　調　書　一　覧　表

（　　費）　　会派名又は議員名

整理No.	支出日	使途内容	政務活動費 支出額(円)

第８号様式（第５条関係）

政務調査費振込申出書

年　　月　　日

京都市長　様

政務調査費の口座振込を
下記のとおり申出ます。

記

（議員コード）　（所属）京 都 市 会
（フリガナ）
（氏　名）　㊞
（住　所）
（申出区分）　1新規　2変更　3廃止

振込指定金融機関			
銀行 信用金庫	店	1普通 2当座	口座番号
（コード）			
（フリガナ）			
（口座名義）			

振込
1 開始
2 変更
3 廃止
年　月

（データ）	（確認）	（受付）

1.太枠内をご記入ください。
①〔市会事務局保管〕（注）2.コード欄の記入は不要です。

第８号様式（第５条関係）

政務活動費振込申出書

年　　月　　日

京都市長　様

政務活動費の口座振込を
下記のとおり申出します。

記

（議員コード）　（所属）京 都 市 会
（フリガナ）
（氏　名）　㊞
（住　所）
（申出区分）　1新規　2変更　3廃止

振込指定金融機関			
銀行 信用金庫	店	1普通 2当座	口座番号
（コード）			
（フリガナ）			
（口座名義）			

振込
1 開始
2 変更
3 廃止
年　月

（データ）	（確認）	（受付）

①〔市会事務局保管〕（注）1.太枠内をご記入ください。
2.コード欄の記入は不要です。

京都市政務調査費の運用に関する基本指針の一部改正（案）　新旧対照表

現　行	改正案
政務調査費の運用に関する基本指針	政務活動費の運用に関する基本指針
地方自治法及び京都市政務調査費の交付に関する条例に基づき，「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部」として会派及び議員に交付されている政務調査費については，この基本指針の下で厳正かつ適切な運用に努め，積極的に説明責任を果たすことにより，一層の透明性の確保を図ることとする。	地方自治法及び京都市政務活動費の交付等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき，「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として会派及び議員に交付されている政務活動費については，この基本指針の下で厳正かつ適切な運用に努め，積極的に説明責任を果たすことにより，一層の透明性の確保を図ることとする。
1　政務調査費の運用は，京都市政務調査費の交付に関する条例施行規程に規定する基準に適合したものでなければならず，その内容及び金額が市政に関する調査研究の目的に照らして社会通念上相当と認められるものでなければならない。	1　政務活動費の運用は，京都市政務活動費の交付等に関する条例の規定を遵守するとともに，その内容及び金額が社会通念上相当と認められるものでなければならない。 なお，参考として，条例別表第１及び別表第２の項目ごとに，主な支出例を以下に示す。 項目：主な支出例 調査研究費：資料印刷費，委託調査費，文書通信費，交通費，宿泊費等 研修費：会場費，講師謝礼，出席者負担金・会費，文書通信費，交通費，宿泊費，食糧費，茶菓子料等 広報広聴費：報告書，広報紙，資料等の印刷費，会場費，ホームページの作成費及び管理費，茶菓子料，交通費等 要請・陳情活動費：資料印刷費，文書通信費，交通費，宿泊費等 会議費：会場費，講師謝礼，出席者負担金・会費，資料印刷費，文書通信費，交通費，宿泊費，食糧費，茶菓子料等 資料作成費：印刷製本費，翻訳料等 資料購入費：図書，雑誌，新聞，資料，有料データベースの利用料等 通信運搬費：傭車料，電話代，ＦＡＸ代，切手・はがき代等 備品消耗品費：机，椅子，コピー機，パソコン，事務用品，ガソリン代等 人件費：給料，賞与，各種手当，各種保険等 事務所費：賃借料，維持管理費，公租公課，保険料，光熱水費等
2　一の支出が専ら調査研究活動に資するものである場合は，政務調査費から当該支出を行うことができる。	2　一の支出が専ら条例第１１条に規定する活動（以下「調査研究活動等」という。）に資するものである場合は，政務活動費からその全額の支出を行うことができる。
3　一の支出が調査研究活動以外の後援会活動及び政党活動（以下「後援会活動等」という。），私的活動等複数の活動にわたる場合は，次に掲げる区分に応じ，当該区分に掲げる按分割合により，政務調査費から当該支出の一部の支出を行うことができる。 (1)　時間，面積その他の適切な理由に基づき活動全体に占める調	3　一の支出が調査研究活動等以外の後援会活動及び政党活動（以下「後援会活動等」という。），私的活動等複数の活動にわたる場合は，次に掲げる区分に応じ，当該区分に掲げる按分割合により，政務活動費から当該支出の一部の支出を行うことができる。 (1)　時間，面積その他の適切な理由に基づき活動全体に占める調査

査研究活動の割合を求め得る場合　その割合 (2)　活動全体に占める調査研究活動の割合を求め難い場合　4に掲げる上限割合	研究活動等の割合を求め得る場合　その割合 (2)　活動全体に占める調査研究活動等の割合を求め難い場合　4に掲げる上限割合
4　政務調査費の具体的な支出は，次の表の考え方等を基準として，適切に行うよう努めなければならない。 なお，当該基準を超えて政務調査費を支出しようとする場合は，支出調書を提出する際に，その理由を明らかにしなければならない。	4　政務活動費の具体的な支出は，次の表の考え方等を基準として，適切に行うよう努めなければならない。 なお，当該基準を超えて政務活動費を支出しようとする場合は，支出調書を提出する際に，その理由を明らかにしなければならない。

使途項目	具体的な支出の考え方等
委託調査費	(1)　委託契約は，他の団体等と共同で調査を実施する場合を除き，按分が生じないよう締結すること。
会議研修費	(1)　食糧費の支出 ア　研修会等の講師，助言者等に係る食糧費の支出は，昼食代2,500円，夕食代5,000円を上限とする。 イ　研修会等の会議の参加費に，会議と一体性を有する飲食経費を含む場合の支出額は，昼食代を含む場合は2,500円，夕食代を含む場合は5,000円を上限とする。 (2)　按分の考え方 ア　他の活動（後援会活動等，私的活動等調査研究活動以外の活動をいう。以下この表において同じ。）に係る議題がある会議の会場費は，会議時間に占める割合等に応じて按分する。 イ　他の活動に係る演題がある研修会の講師謝礼は，講義時間，講義内容に占める割合等に応じて按分する。
調査旅費	(1)　食糧費の支出 宿泊を伴う場合の食事代の支出は，宿泊代と一体とされた朝食代に限る。ただし，宿泊代が朝食代以外の食事代と一体とされ，当該宿泊代が社会通念上相当と認められる金額である場合は，この限りでない。 (2)　按分の考え方 他の活動に係る調査と併せて行う調査の宿泊費は，調査の行程，時間に占める割合等に応じて按分する。
広報広聴費	(1)　按分の考え方 ア　他の活動に係る記事を掲載する広報紙の印刷費は，紙面全体に占める面積，ページ数の割合等に応じて按分する。 イ　他の活動に係る情報を登載するホームページの作成費は，構成全体に占める割合等に応じて按分する。
資料作成費	(1)　按分の考え方 調査研究活動と無関係な内容を含む資料の

使途項目	具体的な支出の考え方等
調査研究費	(1)　委託契約は，他の団体等と共同で調査を実施する場合を除き，按分が生じないよう締結すること。
研修費，会議費	(1)　食糧費の支出 ア　研修会，会議等の講師，助言者等に係る食糧費の支出は，昼食代2,500円，夕食代5,000円を上限とする。 イ　研修会，会議等の参加費に，会議と一体性を有する飲食経費を含む場合の支出額は，昼食代を含む場合は2,500円，夕食代を含む場合は5,000円を上限とする。 (2)　按分の考え方 ア　他の活動（後援会活動等，私的活動等調査研究活動等以外の活動をいう。以下この表において同じ。）に係る議題がある研修会，会議等の会場費は，当該研修会，会議等の時間に占める割合等に応じて按分する。 イ　他の活動に係る演題がある研修会の講師謝礼は，講義時間，講義内容に占める割合等に応じて按分する。
調査研究費，研修費，広報広聴費，要請・陳情活動費，会議費	(1)　食糧費の支出 宿泊を伴う場合の食事代の支出は，宿泊代と一体とされた朝食代に限る。ただし，宿泊代が朝食代以外の食事代と一体とされ，当該宿泊代が社会通念上相当と認められる金額である場合は，この限りでない。 (2)　按分の考え方 他の活動と併せて行う調査研究等の活動に伴う宿泊費は，当該活動全体の行程，時間に占める割合等に応じて按分する。
広報広聴費	(1)　按分の考え方 ア　他の活動に係る記事を掲載する広報紙の印刷費は，紙面全体に占める面積，ページ数の割合等に応じて按分する。 イ　他の活動に係る情報を登載するホームページの作成費は，構成全体に占める割合等に応じて按分する。
資料作成費	(1)　按分の考え方 調査研究活動等と無関係な内容を含む資料

	印刷製本費は，紙面全体に占める面積，ページ数の割合等に応じて按分する。
資料購入費	(1)　購入部数等 ア　新聞，図書等の資料の購入は，1 部（新聞は各紙 1 部）に限る。 イ　議員政務調査費により，自宅（事務所を兼ねる場合を含む。）に備える新聞を購入する場合は，1 紙を超える部分に限り支出することができる。 (2)　按分の考え方 他の活動と兼用している事務所等で使用する図書，雑誌等の購入費は，使用頻度，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。
通信運搬費	(1)　タクシー傭車料 ア　タクシーの利用は，その必要性を十分に吟味して行うこと。 イ　他の活動にわたってタクシーを利用し，調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，政務調査費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，傭車料の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 タクシーを後援会活動等又は私的活動のいずれかにも利用した場合：1/2 タクシーを後援会活動等及び私的活動にも利用した場合：1/3 (2)　郵便切手等 ア　郵便切手等の購入は，具体的な調査研究活動に必要となる最小の数量に限ること。 イ　郵便切手等を購入したときは，必要に応じて台帳を整備して購入数，使用数等を記録するなど，管理を徹底すること。 (3)　他の活動にわたることとなる携帯電話の使用料 政務調査費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，使用料の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 1 台しか保有していない場合：1/3 私的活動用とは別に保有している場合：1/2

	の印刷製本費は，紙面全体に占める面積，ページ数の割合等に応じて按分する。
資料購入費	(1)　購入部数等 ア　新聞，図書等の資料の購入は，1 部（新聞は各紙 1 部）に限る。 イ　議員政務活動費により，自宅（事務所を兼ねる場合を含む。）に備える新聞を購入する場合は，1 紙を超える部分に限り支出することができる。 (2)　按分の考え方 他の活動と兼用している事務所等で使用する図書，雑誌等の購入費は，使用頻度，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。
通信運搬費	(1)　タクシー傭車料 ア　タクシーの利用は，その必要性を十分に吟味して行うこと。 イ　他の活動にわたってタクシーを利用し，調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，政務活動費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，傭車料の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 タクシーを後援会活動等又は私的活動のいずれかにも利用した場合：1/2 タクシーを後援会活動等及び私的活動にも利用した場合：1/3 (2)　郵便切手等 ア　郵便切手等の購入は，具体的な調査研究活動等に必要となる最小の数量に限ること。 イ　郵便切手等を購入したときは，必要に応じて台帳を整備して購入数，使用数等を記録するなど，管理を徹底すること。 (3)　他の活動にわたることとなる携帯電話の使用料 政務活動費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，使用料の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 1 台しか保有していない場合：1/3 私的活動用とは別に保有している場合：1/2

	(4)　按分の考え方 ア　他の活動と兼用している事務所等で使用する固定電話の電話代 通話時間に占める割合，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。 イ　他の活動と兼用している自動車の賃借料（レンタル料。購入費用の一部払に該当するものを除く。） 走行距離，走行時間に占める割合等に応じて按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。		(4)　按分の考え方 ア　他の活動と兼用している事務所等で使用する固定電話の電話代 通話時間に占める割合，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。 イ　他の活動と兼用している自動車の賃借料（レンタル料。購入費用の一部払に該当するものを除く。） 走行距離，走行時間に占める割合等に応じて按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。
備品消耗品費	(1)　備品の台数等 コピー機，パソコン等の備品に係る支出は，複数台設置する合理的な理由のある場合を除き，原則 1 台とする。	備品消耗品費	(1)　備品の台数等 コピー機，パソコン等の備品に係る支出は，複数台設置する合理的な理由のある場合を除き，原則 1 台とする。

	(2)　他の活動にわたることとなるガソリン代 政務調査費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，ガソリン代の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 車両を後援会活動等又は私的活動のいずれかにも使用する場合：1/2 車両を後援会活動等及び私的活動にも使用する場合：1/3 (3)　按分の考え方 他の活動と兼用している事務所等で使用する事務用品代は，使用頻度，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。		(2)　他の活動にわたることとなるガソリン代 政務活動費からの支出額は，これによることが明らかに過大な額となる場合を除き，ガソリン代の全額に，次の表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。 車両を後援会活動等又は私的活動のいずれかにも使用する場合：1/2 車両を後援会活動等及び私的活動にも使用する場合：1/3 (3)　按分の考え方 他の活動と兼用している事務所等で使用する事務用品代は，使用頻度，当該事務所等の使用割合に準じた割合等に応じて按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は 3 分の 1 を上限とする。
人件費	(1)　按分の考え方 ア　議員の親族でない補助職員 他の活動にも従事させる場合は，調査研究活動への従事時間，日数等に応じた割合，事務所等の使用割合に準じた割合等により按	人件費	(1)　按分の考え方 ア　議員の親族でない補助職員 他の活動にも従事させる場合は，調査研究活動等への従事時間，日数等に応じた割合，事務所等の使用割合に準じた割合等により

	分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，当該補助職員に係る人件費の全額の2分の1を上限とする。 イ　議員の親族である補助職員 政務調査費からの支出額は，当該補助職員に係る人件費の全額の 3 分の 2 を上限とする。 後援会活動等にも従事させる場合は，調査研究活動への従事時間，日数等に応じた割合，事務所等の使用割合に準じた割合等により更に按分する。この場合において，調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，当該補助職員に係る人件費の全額の3分の1を上限とする。
事務所費	(1)　按分の考え方 ア　事務所を賃借し，他の活動にも使用している場合の賃借料，光熱水費等 使用面積，使用時間，使用頻度等を総合的に勘案して按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，2分の1を上限とする。 イ　自宅等に事務所を設置している場合の光熱水費

	按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，当該補助職員に係る人件費の全額の2分の1を上限とする。 イ　議員の親族である補助職員 政務活動費からの支出額は，当該補助職員に係る人件費の全額の 3 分の 2 を上限とする。 後援会活動等にも従事させる場合は，調査研究活動等への従事時間，日数等に応じた割合，事務所等の使用割合に準じた割合等により更に按分する。この場合において，調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，当該補助職員に係る人件費の全額の 3 分の 1 を上限とする。
事務所費	(1)　按分の考え方 ア　事務所を賃借し，他の活動にも使用している場合の賃借料，光熱水費等 使用面積，使用時間，使用頻度等を総合的に勘案して按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，2分の1を上限とする。 イ　自宅等に事務所を設置している場合の光熱水費

	調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，2分の1を上限とする。 イ　自宅等に事務所を設置している場合の光熱水費 使用面積，使用時間，使用頻度等を総合的に勘案して按分する。 調査研究活動に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。

5　使途にかかわらず，議員の親族及び議員と生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人に対し，政務調査費を支出する場合は，社会通念上疑義を生じることのないようにしなければならない。

6　次の表に掲げる経費等については，政務調査費からの支出が認められないものとする。

経費等	例
私的活動に属する経費	親睦会，レクリエーション，町内会費，私生活上の経費等
党務等の政党本来の活動に属する	党費，党大会賛助金，党大

	調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，2分の1を上限とする。 イ　自宅等に事務所を設置している場合の光熱水費 使用面積，使用時間，使用頻度等を総合的に勘案して按分する。 調査研究活動等に係る按分割合を求め難い場合は，後援会活動等又は私的活動のいずれかと按分する場合は 2 分の 1，後援会活動等及び私的活動と按分する場合は3分の1を上限とする。

5　使途にかかわらず，議員の親族及び議員と生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人に対し，政務活動費を支出する場合は，社会通念上疑義を生じることのないようにしなければならない。

6　次の表に掲げる経費等については，政務活動費からの支出が認められないものとする。

経費等	例
私的活動に属する経費	親睦会，レクリエーション，町内会費，私生活上の経費等
党務等の政党本来の活動に属する	党費，党大会賛助金，党大

経費	会参加費（旅費を含む。）等
後援会活動又は選挙活動のための経費	
交際費的な経費	慶弔，寸志，病気見舞，餞別，名刺印刷代金，年賀状及び暑中見舞（購入及び印刷代金）等
調査研究活動との一体性が認められない食糧費	飲食を主目的とする会合への出席費用，会派内部又は議員間の私的な懇談会等の費用，会議等の際の議員自らに係る食糧費等
事務所の用に供する土地及び建物の購入経費，自動車の購入経費及び維持管理経費並びに携帯電話の購入経費	
自宅又は議員若しくは議員と生計を一にする者が所有する物件に対する事務所賃借料	

附　則

この基本指針は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

経費	会参加費（旅費を含む。）等
後援会活動又は選挙活動のための経費	
交際費的な経費	慶弔，寸志，病気見舞，餞別，名刺印刷代金，年賀状及び暑中見舞（購入及び印刷代金）等
調査研究活動等との一体性が認められない食糧費	飲食を主目的とする会合への出席費用，会派内部又は議員間の私的な懇談会等の費用，会議等の際の議員自らに係る食糧費等
事務所の用に供する土地及び建物の購入経費，自動車の購入経費及び維持管理経費並びに携帯電話の購入経費	
自宅又は議員若しくは議員と生計を一にする者が所有する物件に対する事務所賃借料	

附　則

この基本指針は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この基本指針は，平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

（別記18）

	常任委員会									
委員会	経済総務		くらし環境		教育福祉		まちづくり		交通水道消防	
委員長	共		民		自		公		自	
副委員長	自	公	自	公	共	民	自	民	共	京
定数	14		14		14		14（欠1）		13	
自民 22	5		4		5		4		4	
共産 15	3		3		3		3		3	
民主・都 13	3		3		2		2		3	
公明 12	2		3		2		3		2	
京都 4	1		0		1		1		1	
みんな・無 2	0		1		1		0		0	

市会運営委員会			
委員長	自		
副委員長	共	民	公
定数	15		
自民 22	5		
共産 15	4		
民主・都 13	3		
公明 12	3		
京都 4	オブザーバー1		
みんな・無 2	オブザーバー1		

特別委員会					
第1分科会		第2分科会		第3分科会	
予算 決算					
委員長	自				
副委員長	民	自	自	公	共	京
	主	副	主	副	主	副
定数	69（欠1）					
	（第1分科会）23		（第2分科会）23		（第3分科会）23（欠1）	
自民 22	7		8		7	
共産 15	5		5		5	
民主・都 13	5		4		4	
公明 12	4		4		4	
京都 4	2		1		1	
みんな・無 2	0		1		1	

（別記 19）

	委員会名	委員長	副委員長
常任委員会	経済総務	井上 けんじ 委員	津田 大三 委員 ひおき 文章 委員
	くらし環境	天方 浩之 委員	田中 明秀 委員 大道 義知 委員
	教育福祉	中川 一雄 委員	玉本 なるみ 委員 松下 真蔵 委員
	まちづくり	青野 仁志 委員	島本 京司 委員 青木 よしか 委員
	交通水道消防	下村 あきら 委員	北山 ただお 委員 中島 拓哉 委員
市会運営委員会		加藤 盛司 委員	井坂 博文 委員 山本 ひろふみ委員 湯浅 光彦 委員

（別記 20）

市会運営委員会理事

加　藤　盛　司　委員長

井　坂　博　文　副委員長

山　本　ひろふみ副委員長

湯　浅　光　彦　副委員長

吉　井　あきら　委　　員

加　藤　あ　い　委　　員

市会本会議議事進行係

桜　井　泰　広　委　　員

椋　田　隆　知　委　　員

（別記21）

各種審議会委員について

（25．3．22）

	職　　名	人数	所 管 局	備　　考
1	京都市青少年活動推進協議会委員	3	文化市民局	くらし環境委員会委員長， 同　　副委員長2人
2	京都市社会福祉審議会委員	2	保健福祉局	教育福祉委員会委員長， 同　　副委員長1人
3	京都市民生委員推薦会委員	1	保健福祉局	教育福祉委員会副委員長1人
4	京都市町名，町界変更審議会委員	2	文化市民局	くらし環境委員会委員長， まちづくり委員会委員長
5	京都市都市計画審議会委員	12	都市計画局	各会派所属議員数により比例配分

（別記22）

５ 月 定 例 会　日 程（案）

（25. 3. 22）

	月 日	曜日	本 会 議 等		委　員　会　等		備 考
7	5・ 7	火		告示 ＜議案発送＞		市会運営委員会	
6	・ 8	水					
5	・ 9	木					
4	・10	金					
3	・11	土		―――			
2	・12	日		―――			
1	・13	月				市会運営委員会	
1	・14	火	10:00	本会議			
2	・15	水				市会運営委員会	
3	・16	木	10:00	本会議			
4	・17	金	10:00	本会議			
5	・18	土		―――			
6	・19	日		―――			
7	・20	月					
8	・21	火				委員会	
9	・22	水					
10	・23	木		（議員会）			
11	・24	金		（議員会）			
12	・25	土		―――			
13	・26	日		―――			
14	・27	月				委員会(討論結了)－市会運営委員会	
15	・28	火	10:00	本会議 ＜会期末＞			

■　常任委員会

経済総務委員会	
会議の日時	2月12日（火）　　開会　午後1時03分　　散会　午後4時30分
会議の内容	1 報告事項 ・「市庁舎整備基本構想（案）」の策定及び市民意見募集の実施について ・「京都市職員力・組織力向上プラン（案）」の策定及び市民意見募集の実施について ・山ノ内浄水場跡地における京都学園大学キャンパス開設に係る事業の進捗について ・ベトナム社会主義共和国フエ市とのパートナーシティ提携について 2 一般質問 ・東日本大震災の被災地支援について（本市職員の派遣の継続，被災地に派遣されている本市職員に対するケア，原発の立地自治体との情報交換） ・北庁舎8階の職員食堂の廃止について（廃止の理由，他政令指定都市における職員食堂の運営状況，新庁舎における福利厚生施設の位置付け） ・放置自転車の引取りに係る不正事案について（不正の概要，被害総額，当該事案に対する認識） ・土地開発公社の保有地について（保有額と時価額のかい離の理由，時価額の洗い直しの必要性） ・企業立地促進助成制度について（制度の趣旨，リストラを実施した企業への対応の必要性） 3 要求資料 ・京都市土地開発公社の保有地について

経済総務委員会	
会議の日時	3月14日（木）　　開会　午前10時01分　　散会　午後2時57分
会議の内容	1 付託議案審査　2件 ・議第23号　京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定 ・議第180号　京都市高速鉄道事業基金条例を廃止する条例の制定 2 陳情審査 ・陳情第59号　原子力防災計画策定の抜本的見直し等 3 報告事項 ・技能労務職員の試行的な採用に係る検証について ・京都市公式ホームページ「京都市情報館」のリニューアルについて ・新潟市との観光・文化交流宣言について 4 一般質問 ・固定資産税に係る地番参考図の改善について（法務局による地籍調査と連動した取組の必要性）

	・「京都市地域防災計画　原子力災害対策編（案）」について（作成時に骨子から変更となった箇所，市民意見の捉え方，緊急時における防護措置基準に係る対策の強化，全面的な緊急事態時及びそこに至るまでの対応指針，専門家の育成や体制整備の充実） ・京都市職員厚生会条例の全部改正について（厚生会に拠出する補助金の性質，補助金等適正化条例に基づく実績の公表の必要性，職員厚生会条例第3条を廃止した場合の補助金等適正化条例の適用の必要性，共済組合と重複する給付事業の見直し） ・本市と会津若松市との相互交流宣言について（宣言後の取組状況，本市における相互交流宣言の位置付け） ・農産物の有害鳥獣対策について（平成24年度の被害状況，防除柵の設置目標，平成24度の鹿の捕獲頭数及び今後の捕獲目標，鹿の生息状況） ・森林整備の新年度の方向性について 5 要求資料 ・環境政策局における技能労務職員数の削減とごみ収集業務の50％委託化の相関関係について
経済総務委員会	
会議の日時	3月22日（金）　　開会　午前1時41分　　散会　午前1時44分
会議の内容	1 付託議案審査　2件（討論結了） ⑴ 会派の検討結果 全会派：全て賛成 ⑵ 審査結果 表決の結果，全会一致により全て可決することに決定する。
経済総務委員会	
会議の日時	4月8日（月）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時30分
会議の内容	1 報告事項 ・理事者の紹介と事務事業概要の説明（各局別） ・不用物品（鉄屑）売却に係る不正事案について ・職員の懲戒処分について ・「京都市地域防災計画　原子力災害対策編」の策定について ・京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定の変更及び定期借地権設定契約の締結について ・「京都市観光地避難誘導取組指針」及び「京都市観光地地区避難誘導計画ひな形」の策定について 2 陳情審査 ・陳情第62号　ＴＰＰ参加断念の要請 3 一般質問 ・土地開発公社の解散について（概要，当常任委員会への報告の遅れ，ホームペ

	ージでの公表の有無） ・技能労務職員の職員数について（ごみ収集業務内容と職員の定数との関係，業務委託化の考え方） ・歴史資料館の所管局の見直しの検討について ・京都駅周辺の整備方針について（崇仁地区及び八条口の整備方針） ・中京区役所福祉介護課職員による個人情報の不正閲覧について（当該事案に対する認識，コンプライアンスの徹底の必要性，不正防止のための仕組みづくり） ・産業観光局による取組の情報発信の在り方について ・産学公の連携の更なる強化について 4 要求資料 ・株式会社さんわ商会の概要 ・環境政策局における技能労務職員数及びごみ収集業務について ・東京電力福島第一原発事故における安定ヨウ素剤の配布等に関する調査報告について【国会事故調報告書】抜粋
経済総務委員会	
会議の日時	4月22日（月）　　開会　午後1時05分　　散会　午後4時38分
会議の内容	1 報告事項 ・固定資産税・都市計画税（家屋）に係る税額計算誤りについて ・京都市土地開発公社の解散に向けた取組の進捗状況について ・ＪＲ二条駅前五角形用地西側用地の学校法人佛教教育学園への譲渡について 2 一般質問 ・災害時の備蓄について（分散備蓄の進め方，粉ミルク・哺乳瓶の備蓄状況，備蓄倉庫管理の適正化） ・地域の元気臨時交付金の交付額及び使途について ・府による京都の大学を卒業した学生に対する永住権申請資格付与などの支援策を盛り込んだ特区申請について 3 要求資料 ・京都市土地開発公社がこれまでに直接売却した用地の状況

くらし環境委員会	
会議の日時	2月12日（火）　　開会　午前10時02分　　散会　午後2時43分
会議の内容	1 報告事項 ・「京都マラソン2013」の取組状況について 2 一般質問 ・空き缶の持去り行為について（事実経過，指導マニュアルの職員及び委託業者への周知の状況，マニュアルにおける行為者の容貌等を撮影してはいけない旨に対する認識，荷物に手を掛ける等の実力行使に対する条例上の解釈，動画デ

	ータの保存状況，就労支援及び自立支援についてマニュアルに記載されていない理由，マニュアル及び付帯決議の内容を職員が十分に認識することの必要性，職員が行使できる権限の範囲，内規の見直しの必要性，条例における罰則規定の必要性，職員への暴力行為の実態，新聞記事における弁護士のコメントに対する見解，私人間における空き缶等の譲渡と条例との関係，自販機設置業者による回収ボックスの設置義務，適法な手段により空き缶を回収できる方法） ・市民協働発電制度について（選定した2つの運営団体に対する評価，本市が果たす役割と責任，制度に関するコンセプト及び将来像についての広報の必要性，地域経済への還元の必要性） ・大気汚染物質PM2.5について（市ホームページにおいて分かりやすい方法で数値を公表する必要性，数値に対する見解，対策の検討状況，情報発信ツールの充実，迅速な対応の必要性）
くらし環境委員会	
会議の日時	3月14日（木）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時36分
会議の内容	1 付託議案審査　3件 ・議第64号　指定管理者の指定（京都会館） ・議第190号　訴えの提起（裁判上の和解を含む。） ・議第191号　和解 2 報告事項 ・技能労務職員の試行的な採用に係る検証について ・「自治会・町内会アンケート」の結果について ・「京都マラソン2013」大会実施結果について 3 一般質問 ・退職を迎える地球環境政策監の感想 ・焼却灰溶融施設について（契約解除に対する認識，現在の進捗状況に関する市民への広報の必要性） ・大気汚染物質PM2.5について（府の市町村担当者会議における説明内容，本市の対策，大気中濃度の1日平均値測定方法，環境基準の誤差に対する考え方，WHOが提唱している環境基準，速やかに体制を整え正確な情報を伝える必要性） ・南部クリーンセンター第2工場のバイオガス化施設の整備費用について ・環境配慮型住宅の普及について ・メタンハイドレートの活用に向けた検討について ・ごみ収集車の運転について ・街頭ごみ容器の設置個所の見直しについて ・大気汚染物質に係る情報発信ツールの充実について ・まごころ収集について（利用世帯数の増加に対する認識，対象世帯の将来にわたる増加数の把握，収集体制） ・「DO YOU KYOTO?」について（アンケートでの「DO YOU KYOTO?」デーに係る設問

	の有無，「DO YOU KYOTO?」デーを市民に浸透させる必要性，「DO YOU KYOTO?」デーを周知するための取組，「DO YOU KYOTO?」を推進することの是非） ・街頭防犯カメラの設置促進事業における更新費用等の助成の検討について ・地域文化会館の料金改定について（料金改定に付随する施設改修の内容，施設利用申込者に対する駐車料に関する配慮の必要性） ・市政広報板におけるネーミングライツの活用について ・局と区役所の人事交流について 4 要求資料 ・ごみ収集業務の委託化率が90%以上の政令市における委託単価 ・文化会館の主な改修実績について
くらし環境委員会	
会議の日時	3月22日（金）　　開会　午前1時40分　　散会　午前1時42分
会議の内容	1 付託議案審査　3件（討論結了） ⑴ 会派の検討結果 全会派：全て賛成 ⑵ 審査結果 表決の結果，全会一致により全て可決することに決定する。
くらし環境委員会	
会議の日時	4月9日（火）　　開会　午前10時02分　　散会　午後2時35分
会議の内容	1 報告事項 ・理事者の紹介と事務事業概要の説明（各局別） ・京都市動物園へのゾウの導入について 2 一般質問 ・家庭ごみ有料指定袋制に対する市民理解ついて ・省エネに関する住宅リフォームについて（都市計画局との連携の必要性，助成の検討） ・再生可能エネルギーの普及拡大について（普及拡大に対する認識，市民との協働の必要性，組織改正の目的，全庁的な連携，固定価格買取制度の動向，雇用や経済効果との関わり，エネルギー源として本格活用できるものを調査研究段階のものと明確に区別する必要性） ・岡崎地域での公共施設間のエネルギーネットワークシステム構築に係る所管局ついて ・関西電力の値上げに対する申入れついて ・バイオマス事業について（取組状況，今後の事業展開） ・事業系廃棄物の分別状況について ・ふん尿対策について（処理主体，局間の連携した取組の必要性） ・落ち葉等堆肥化活動における助成対象団体の見直しについて ・学校における生ごみ堆肥化の取組について

	・包装紙等の雑がみの分別リサイクル拡大に向けた社会実験について ・焼却灰溶融施設について（現状，今後のスケジュール） ・資源ごみの持去り行為に係る状況について（空き缶の持去り量の推移，保健福祉局と連携したホームレス対策） ・小水力発電の取組の把握状況について ・市民協働発電制度の概要について ・地域コミュニティの活性化について（自治会及び町内会に対する行政の関わり，名簿作成と個人情報保護の問題） ・動物園及び美術館の定休日について（見直しに向けた検討の必要性，京都水族館の定休日） ・美術館の夜間開館について ・京都マラソンにおけるトイレの設置数及びコースの見直しについて ・未就学児童を対象とした自転車交通安全教育について ・DV相談支援センターにおける男性専用の電話相談窓口の拡充について 3 要求資料 ・京都市市民協働発電制度の概要 ・資源ごみ持去り禁止に係る実績とホームレス支援の取組状況 ・紙ごみリサイクル推進事業における雑がみ保管袋の配布状況等
くらし環境委員会	
会議の日時	4月23日（火）　　開会　午前10時02分　　散会　午後2時06分
会議の内容	1 報告事項 ・焼却灰溶融施設整備工事における試運転の実施について 2 一般質問 ・再生可能エネルギーの普及拡大について（関西電力への働き掛け，昨年度の株主総会後の関西電力の対応，今年度の株主提案の予定，株主提案における大阪市及び神戸市との連携，市民に対する情報発信） ・新築マンションでの家庭ごみの収集に係る近隣住民との協議について ・地球温暖化対策計画の見直しについて（今後のスケジュール，論点整理の進捗状況，地球温暖化対策に関する本市独自の取組の必要性，地球温暖化対策推進委員会の開催予定） ・水垂埋立処分場大規模太陽光（メガソーラー）発電所設置事業について（土地の使用料に係る業者との協定締結の有無，協定の内容を公表する必要性） ・家庭ごみ有料指定袋について（製造，保管，配送に係る消費税の取扱い，積立金の状況，消費税率が上がることに伴う積立金への影響） ・古紙回収業者への協力要請について（古紙回収の際に家庭ごみ有料指定袋を渡すことの中止，古紙等の散乱防止） ・岡田山撤去事業について（地元協定の内容，山科地域への影響及び対応） ・公の施設の管理運営経費に関する市民への情報提供の在り方について ・丸太町通における歩車分離式信号機の設置について（苦情の有無，府警から本

	市への事前の情報提供の有無，事前周知等に係る改善の必要性，市民しんぶん区版を活用した広報） ・自転車交通安全教育における府公安委員会作製ビデオの活用について ・交通安全活動関係団体に対する行政の支援について ・犬猫のふん尿対策について（区役所における対応，局間の連携した取組の必要性） ・府警との連携について（府警との協議会の開催頻度，府警から本市に派遣されている職員との連携） ・小学校周辺の交通安全対策の所管について ・宝が池公園球技場について（人工芝の張替えに対する競技団体関係者の感想，新たに張り替えられた人工芝の改善点，人工芝のメンテナンス，各種設備の更新，将来的なネーミングライツ導入の可能性） 3 要求資料 ・焼却灰溶融施設に係る改善機器の事前試験の概要

教育福祉委員会	
会議の日時	2月6日（水）　　開会　午前10時02分　　散会　午後4時07分
会議の内容	1 報告事項 ・市立中学校における体罰事案について 2 請願審査 継続審査　2件 3 一般質問 ・就学援助の所得基準について（生活保護基準の変更に伴う援助対象者の変動の有無，新聞報道の内容の詳細，新聞報道を受けての対応策） ・市立図書館の休館について（休館の経緯，周知方法の改善の必要性，休館中の返却ポストの運用及び職員の勤務状況，新システム導入に係る入札状況，システムの賃貸契約期間） ・旧学習施設の図書室の状況について ・小学校給食の民間委託化について（民間委託化の経緯及び理由，民間委託化済み小学校（3校）及び民間委託化予定小学校（4校）の状況，技能労務職採用凍結との関連性） ・中央斎場の在り方について（火葬業務の民間委託化の可能性，受付業務の民間委託化の理由，中央斎場の在り方検討委員会の提言を受けた本市の今後の対応） ・一人親家庭の医療費助成について（本市の父子世帯数及び一人親世帯全体に対する割合，府の所得制限見直しに対する認識，所得制限見直しによる本市への影響） ・グループ型小規模保育事業について（開設までの工程，入所準備の状況） ・敬老乗車証について（アンケート結果に対する見解，交通局との継続的な協議

	の可能性，敬老乗車証の在り方検討専門分科会における協議スケジュール，25年度予算への反映） ・洛西ふれあいの里保養研修センターについて（洛西ふれあいの里検討委員会の今後のスケジュール，バリアフリー施設としての意義，障害者団体等からの意見聴取の実施予定） 4 要求資料 ・教職員の体罰に係る懲戒処分等について(平成14～24年度) ・京都市におけるひとり親世帯数及び母子家庭等医療費支給制度の見直しによる影響について
教育福祉委員会	
会議の日時	3月14日（木）　　開会　午前10時03分　　散会　午後8時57分
会議の内容	1 付託議案審査　3件 ・議第42号　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定 ・議第65号　指定管理者の指定（京都市児童療育センターの一部） ・議第184号　社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定 2 報告事項 ・福祉避難所運営ガイドライン等の策定について ・「洛西ふれあいの里保養研修センターの今後のあり方に関する基本方針」（案）に関する市民意見の募集について ・市立看護短期大学の閉学及び教育資源の承継について ・「小学校における水泳指導の手引（案)」及び「小学校の水泳指導における安全管理指針（案)」の作成について 3 請願審査 ⑴ 継続審査　6件 ⑵ 不採択　5件 ・請願104号　保育及び学童保育施策の拡充 ・請願106号　生活保護基準の引下げ反対の要請 ・請願107号　新しい高校教育制度案の拙速な導入反対 ・請願111号　教育条件の改善 ・請願113号　民間保育園の保育士等の処遇改善 ⑶ 審議未了　1件 ・請願114号　児童館及び学童保育所における職員の処遇改善 4 一般質問 ・リハビリテーションセンターについて（業務縮小及び民間委託化の方針の是非，医師の充足状況） ・市営保育所の民間移管に係る選定等委員会の審議状況について ・前期高齢者の一部負担金の軽減特例措置実施の経過及び認識について

	・藤森小学校におけるほっと広場開設の進捗状況について ・一人親家庭医療の所得制限見直しについて（当事者に対する本市独自の意見聴取の実施，本市独自の対応策の検討） ・中学３年生女子逮捕事案について ・東山区南部の小中学校統合について（東山泉小学校の６年生の通学先の決定者，保護者への説明状況） 5 要求資料 ・京都市におけるリハビリテーション行政の今後の在り方及び敬老乗車証制度の今後の在り方について（諮問）（写） ・高齢者福祉施設の土地貸付料有料化に係る当初契約書
教育福祉委員会	
会議の日時	3月22日（金）　　開会　午前1時44分　　散会　午前1時48分
会議の内容	1 付託議案審査　3件（討論結了） ⑴ 会派の検討結果 全会派：全て賛成 ⑵ 審査結果 表決の結果，全会一致により全て可決することに決定する。
教育福祉委員会	
会議の日時	4月10日（水）　　開会　午前10時02分　　散会　午後2時32分
会議の内容	1 報告事項 ・理事者紹介と事務事業概要の説明（各局別） 2 請願審査 審議未了　5件 ・請願第115号　学童クラブ利用料値上げの取下げ ・請願第116号　特殊健康診断制度廃止の撤回等 ・請願第117号　保育料の値上げ撤回 ・請願第118号　保育料の値上げ中止 ・請願第119号　保育料及び学童保育利用料の値上げ中止 3 陳情審査 ・陳情63号　グループホーム建設の見直し（伏見区桃山町） ・陳情64号　グループホーム建設の見直し（伏見区桃山町） 4 一般質問 ・保育料改定に関する保護者説明会について（説明会の開催日及び周知方法，周知時期の妥当性） ・生活保護の基準の改定について（改定に係る本市25年度予算への反映，改定による本市への影響） ・生活保護の不正受給対策について ・山科の不正受給事案について（内容，警察への相談及び被害届提出の有無，受

	給の期間） ・ＢＳＥ検査について（国の規制緩和に対する認識，食の安全推進協議会での協議内容，食の安全安心推進審議会における審議の継続） ・委託業者による市立病院機構の会計システム情報の紛失事案について（データ持出しの経緯，本市の責任の所在，市会への独立行政法人に係る事案に関する報告，当該事案に対する電話窓口への相談件数，機構を通じた業者への指導徹底の必要性） ・洛西ふれあいの里保養研修センターについて（大枝桂坂学区における代替機能の確保，利用者等への意見聴取の実施状況，バリアフリーに対応する代替施設の有無） ・武道の必修化について（今後の展望，柔道に係る安全確保，府警との連携による指導者の養成及び支援，クラブ活動への展開，備品の整備状況，個人負担費用の軽減策の検討，伏見区児童館内施設の有効利用，履修する武道の選択制導入の可能性） ・通学路の安全対策について（関係機関との協議の継続，桃山小学校地域の通学路の安全対策） ・中学及び高校入試時に病気等により受験できなかった生徒への措置について 5 要求資料 ・第9回　京都市食の安全安心推進審議会摘録 ・洛西ふれあいの里保養研修センターにおける障害のある方及び修学旅行（教育旅行）に係る宿泊者の平成23年度実績内訳 ・洛西ふれあいの里保養研修センターの類似施設
教育福祉委員会	
会議の日時	4月24日（水）　　開会　午前10時02分　　散会　午後4時49分
会議の内容	1 報告事項 ・「洛西ふれあいの里保養研修センターの今後のあり方に関する基本方針」の策定について ・保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について ・京都看護大学（仮称）設置に向けた取組状況について ・市立工業高校の再編に関する基本方針について 2 一般質問 ・適正給付推進課について（当該課における漏給対策の実施，適正化推進支援員の夜間調査活動の設定の理由及び調査権限の範囲，警察による生活保護行政への介入の可能性） ・不妊に悩む方への特定治療支援事業の公費助成額変更について ・左京区におけるグループホーム型小規模保育事業について（設備等の充実並びに職員増員及び運営費増額の必要性） ・ホームレス対策について（本市の取組，京都駅通路における事案の経過及び保健福祉局としての取組）

	・子供・子育てに係る新制度について（事業内容，本市における子供・子育て会議の設置予定） ・リハビリテーション行政の在り方について（リハビリテーション在り方専門検討分科会の審議内容に対する見解，リハビリテーションセンターの入院部門の必要性） ・本市のハート・プラスマークの取組状況について ・小学３年生向き副読本「地域って」について（作成経緯，各校における取扱い） ・本市の学校におけるピアノ伴奏による国家斉唱の実態について ・特別教室の冷房化について（特別教室における冷房の設置状況及び今後の計画，学校現場からの要望の有無，音楽室における冷房の必要性，冷房化の一部未実施の理由） ・高校における英語教育の取組状況について（オールイングリッシュ授業の促進，ＴＯＦＥＬの活用状況） 3 要求資料 ・洛西ふれあいの里保養研修センターの今後のあり方に関する基本方針（案）に係るパブリックコメントの意見 ・洛西ふれあいの里保養研修センターの建設費用及び運営経費 ・「保育士等処遇改善臨時特例事業」に係る事業費歳児別単価表について ・生活保護ケースワーカーと適正化推進支援員の役割について ・洛陽工業高校・伏見工業高校の統合に係る経費等について ・祭，地域行事への参加に伴う学校における教育活動への配慮について

まちづくり委員会	
会議の日時	2月7日（木）　　開会　午前10時00分　　散会　午前11時20分
会議の内容	1 報告事項 ・京都市居住支援協議会（京都市すこやか住宅ネット）の取組について 2 一般質問 ・堀川丸太町へのイズミヤの新規出店について（事業者に対する指導の際の近隣住民からの要望の反映の有無，交通量の増加に伴うコミュニティ道路である猪熊通への影響） ・市営住宅の共益費滞納者に対する本市の対応策について ・空き家対策について（空き家対策検討委員会における検討内容及び今後のスケジュール，国との協議の有無，国による空き家対策の状況，空き家条例の制定）

まちづくり委員会	
会議の日時	3月15日（金）　　開会　午前10時03分　　散会　午後7時05分
会議の内容	1 付託議案審査　8件

	・議第54号　京都市道路構造条例の制定 ・議第55号　京都市道路標識等に関する条例の制定 ・議第56号　京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定 ・議第57号　京都市高齢者，障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定 ・議第185号　京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定 ・議第186号　京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定 ・議第188号　市道路線の認定 ・議第189号　市道路線の廃止 2 報告事項 ・「京の景観ガイドライン　建築物の高さ編」の作成について ・大学生が描いた京都のまちの将来像について ・「バリアフリー移動等円滑化基本構想（案）」（太秦地区・大宮地区）について ・技能労務職員の試行的な採用に係る検証について ・私道の整備促進に向けた取組について（安全確保施設の整備及び袋路への適用拡大） ・廃棄自転車等の売却に係る不正事案について 3 請願審査 ⑴採択5件 ・請願第120号　マンション建設の指導（北区平野鳥居前町） ・請願第121号　マンション建設の指導（北区大将軍西町） ・請願第122号　マンション建設の指導（北区大将軍西町） ・請願第123号　大型スーパー建設の指導（上京区堀川丸太町） ・請願第124号　大型スーパー建設の指導（上京区堀川丸太町） ⑵不採択1件 ・請願第125号　市営住宅の浴室の修繕 4　陳情審査 ・陳情第60号　遊歩道の設置（伏見区深草紺屋町） ・陳情第61号　認定道路の廃止に係る協議 5　一般質問 ・退職を迎える都市計画局長及び建築技術担当局長の感想 ・左京区高野地域のぱちんこ店の建設に係る解体工事に関する協定の締結について ・向島ニュータウンのセミナーハウス及びＮＡＳ向島跡地の活用策について ・狭あい道路整備事業について（取組例，角地及び袋地における状況，セットバックした土地の本市による買取の可否，市民に対する事業の周知方法）

	・屋外広告物対策について（ローラー作戦の進捗状況，過去の市の取組に対する認識，事業者への規制の周知方法，違反是正に伴う経済支援策） ・嵐山の交通対策ついて（嵐山交通対策研究会の総括，パーク・アンド・ライドの周知方法，ロードプライシングの実験実施の検討，平成25年4月及び5月実施予定の交通対策の取組状況） ・市営住宅設備の保守管理の遠隔監視への移行に伴う問題について ・京都駅南口駅前広場の整備について ・市営住宅の耐震化，バリアフリー化及びエレベーター設置等について ・京都駅付近における災害時の帰宅困難者対策について ・ほっとかナイスの平成25年度以降の事業計画について ・都市整備公社の一般財団法人への移行に伴う公益目的支出計画について（洛北第三地区及び桃山東第二地区における土地区画整理事業の進捗状況及び完了予定時期，駐車場及び駐輪場の運営事業の収益状況，都市整備公社の利益の用途） 6　要求資料 ・京都市内のぱちんこ店の立地状況について ・道路の維持管理業務に係る他の指定都市の状況について ・一般財団法人京都市都市整備公社における駐車場事業等の収益について（平成23年度分）
まちづくり委員会	
会議の日時	3月22日（金）　　開会　午前1時48分　　散会　午前1時51分
会議の内容	1 付託議案審査　8件（討論結了） ⑴ 会派の検討結果 全会派：全て賛成 ⑵ 審査結果 表決の結果，全会一致により全て可決することに決定する。
まちづくり委員会	
会議の日時	4月11日（木）　　開会　午前10時30分　　散会　午後3時25分
会議の内容	1 報告事項 ・理事者の紹介と事務事業概要の説明（各局別） ・建築基準法に基づく認知症高齢者グループホームに対する緊急点検の実施結果について 2 一般質問 ・東日本大震災被災者に対する住居の無償提供について（市営住宅への入居期間の延長に至る経緯，複数年にわたる入居期間の延長の可否，民間住宅の無償提供の延長に向けた働き掛け，現在民間住宅に入居している被災者の市営住宅への入居の可否）

	・山ノ内浄水場跡地の活用に係る都市計画の変更について（用途地域の変更の内容，第2計画における高さ制限の適用の必要性，近隣商業地域への変更がもたらす影響に対する認識，跡地北側部分の活用計画，都市計画審議会の今後の日程） ・市営住宅における迷惑行為について ・株式会社京都すまいづくりセンターについて（事業目的及び問題点，住宅供給公社による負債の引受け，京安心すまいセンターの設立主体） ・堀川丸太町へのイズミヤの新規出店について（事業者への指導状況，猪熊通への出入口設置に至る検討結果に関する事業者による説明の有無） ・向島ニュータウンについて（セミナーハウスの利用状況及び活用方法の検討，都市計画法上の見直し，入居者に対する「住まいのしおり」の配布方法，ＮＡＳ向島跡地利用法） ・空き家条例について（検討状況，危険家屋の状況） ・四条通の歩道拡幅について（地元における合意形成の進み具合，他都市の参考事例等の有無，那覇市の状況） ・自転車通行環境整備事業について（荷さばき用車両等に対する啓発の必要性，京都府警との自転車レーンに関する協議の状況，自転車の左側通行の徹底の必要性，御池通における進捗状況） ・防災・減災工事について（発注状況，地元企業への発注の促進，橋りょう補修の必要性） ・同志社大学の学部移転に伴う自転車数増加への対応策について（駐輪場の設置，大学との協議の進展状況） ・道路等の危険箇所等に関する市民からの情報提供の活用について（ＩＴを活用した情報収集，ＧＩＳの一層の活用） ・国による桂川の引堤事業と宮前橋の架け替え事業との調整について 3 要求資料 ・定期報告拡大の対象となる建築物の用途及び面積並びに対象件数 ・危険建築物の各行政区別の状況 ・株式会社京都すまいづくりセンターの解散に至った経過 ・安心すまいづくり推進事業の見直し
まちづくり委員会	
会議の日時	4月25日（木）　開会　午前10時02分　散会　午後4時38分
会議の内容	1 報告事項 ・京都駅周辺における帰宅困難者対策の取組について ・「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」に関する市民意見募集の結果及び見直し案について ・南部みどり管理事務所職員の逮捕について ・梅小路公園の再整備にかかる事業者の募集について 2 一般質問

	・山ノ内浄水場跡地の活用について（地元説明会の内容及び市民からの意見への対応，都市計画案の縦覧方法，地元住民への工事に関する説明，西側住民の建物の高さに関する意見を踏まえての事業者への市からの要請の必要性） ・市営住宅の風呂釜の修繕の負担区分の変更について（修繕の要請の件数，広報の方法，予算的な対応の可否） ・市営住宅の浴室設置事業について（自己負担で風呂釜を設置した住民が将来的に当該事業の対象となる可能性，高齢者の住居への対応の検討） ・醍醐南市営住宅の耐震補強及びエレベーター設置事業の今後の計画について ・京都駅南北自由通路のホームレス対策について ・鳥インフルエンザに係る庁内調整会議について ・危険建築物の改修に対する経済的支援の必要性について ・市営住宅の不適正な使用に対する取組みの必要性について ・屋外広告物に関する規制について（屋外広告物規制に関するローラー作戦の進捗状況，悪質な違反への対応策及びその件数，特定屋内広告物への対応策） ・トンネル工事の安全対策について ・京都第二外環状道路のハーフインターに関するホームページ等を通じた周知の必要性について ・自転車の撤去の際における店舗等への事前の声掛けの取りやめについて

交通水道消防委員会	
会議の日時	2月12日（火）　開会　午後1時02分　散会　午後1時20分
会議の内容	1 一般質問 ・地下鉄烏丸線の可動柵の設置について（設置に向けての進行状況，市会への報告と報道機関への発表の先後，相互直通の関係にある近鉄電車側の可動柵の整備計画の状況） ・バス待ち環境の改善について（バス停の照明の改善整備の進め方及び進捗状況，ソーラー式標識柱設置の検討状況）
交通水道消防委員会	
会議の日時	3月15日（金）　開会　午前10時02分　散会　午後2時58分
会議の内容	1 請願審査 継続審査　27件 2 報告事項 ・職員の懲戒処分について ・「市バス路線・ダイヤ編成の基本的な考え方（案）」について ・園城寺との琵琶湖疎水に係る土地使用権訴訟について ・山ノ内浄水場廃止に伴う給水区域切替作業の進捗状況について 3 一般質問 ・京都マラソンの警備体制について

	・住宅用火災警報器の設置状況について ・市バス路線・ダイヤ編成について（基本的な考え方，経営健全化計画の収支計画等に基づく目標を見直したうえでの取組の必要性，平成31年度以降の交通事業全体を見据えた方針） ・営業所の再編成について（検討状況，再編成の時期） ・配水管布設替え工事中の光中継ケーブル切断事故について（事故の状況及び原因，事業者の立会いの必要性，埋設場所の深さの問題） ・琵琶湖疏水の通路部及びトイレの整備について ・退職を迎える水道部長及び上下水道技術長の感想 4 要求資料 ・園城寺との琵琶湖疎水に係る土地使用権訴訟の経過等について ・園城寺との土地使用権訴訟に係る和解調書の写し
交通水道消防委員会	
会議の日時	4月12日（金）　開会　午前10時01分　散会　午後2時01分
会議の内容	1 報告事項 ・理事者紹介と事務事業概要の説明（各局別） ・職員の懲戒処分について ・市バス事故について ・ヘリコプター衛星通信（ヘリサット）システムの運用について ・双葉地方広域市町村圏組合消防本部への消防職員派遣について 2 請願審査 審議未了　27件 ・請願第112号 水道料金の値上げ撤回 ・請願第126～151号 水道料金の値上げ撤回 3 一般質問 ・千代原口交差点改良後のバスのダイヤ及び路線充実について ・交通不便地域の解消に向けた取組について（25年度の取組，歩くまち・京都の取組の中での方向性に関する議論の有無，西賀茂車庫以北でのバス運行に求められる道路の改良に関する建設局との協議状況，雲ケ畑地域の乗合タクシーへの支援の必要性）
交通水道消防委員会	
会議の日時	4月26日（金）　開会　午前10時02分　散会　午後0時10分
会議の内容	1 報告事項 ・地下鉄・市バスのお客様数について（平成24年度） ・住宅用火災警報器の設置率及び今後の取組について 2 一般質問 ・市バス路線とダイヤ編成の基本的な考え方について（スケジュール，計画策定における市民からの意見聴取の機会，歩くまち・京都との連携の中での交通局

	としての課題，定時制の確保，京都駅南口駅前広場リニューアルに伴う発着場所変更の効果，京都駅烏丸口まで運行する81号系統等を南口までとするルート変更の検討） ・バス待ち環境の整備について（上屋やベンチ等の設置状況，設置に関するガイドラインの有無，設置の優先度） ・消防水利について（河川等の止水シートの整備，設置の方向性） ・4月13日の淡路島付近の地震における消防ヘリの出動について（出動指令と出動時の活動の状況，被害の大小を判断する基準，ヘリサットの搭載有無） 3 要求資料 交通局が参画している「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に係る会議，出席者及び主な議題について

■　予算特別委員会

予算特別委員会

会議の日時	2月20日（水）　　開会　午前11時30分　　散会　午前11時32分
会議の内容	1 正副委員長の互選 委 員 長　繁　　隆　夫　委員 副委員長　下　村　あきら　委員 岩　橋　ちよみ　委員 天　方　浩　之　委員 吉　田　孝　雄　委員 吉　井　あきら　委員 村　山　祥　栄　委員 2 分科会の設置 別記23のとおり3個の分科会を設置することを決定する。 3 分科会委員の選任 別記24のとおり選任することを決定する。 4 審査日程 審査日程案（別記25）のとおりとする。

予算特別委員会第1分科会・第2分科会・第3分科会合同分科会

会議の日時	2月20日（水）　　開会　午前11時32分　　散会　午前11時34分
会議の内容	1 正副主査の互選 第1分科会　主　査　天　方　浩　之　副委員長 副主査　吉　井　あきら　副委員長 第2分科会　主　査　下　村　あきら　副委員長 副主査　吉　田　孝　雄　副委員長 第3分科会　主　査　岩　橋　ちよみ　副委員長 副主査　村　山　祥　栄　副委員長 2 審査日程 審査日程案（別記25）のとおりとする。

予算特別委員会第1分科会

会議の日時	2月21日（木）　　開会　午前10時02分　　散会　午後2時21分
会議の内容	1 付託議案審査（環境政策局，行財政局，文化市民局，産業観光局質疑） ・議第168号　24年度一般会計補正予算 ・議第169号　24年度国民健康保険事業特別会計補正予算 ・議第170号　24年度介護保険事業特別会計補正予算 ・議第171号　24年度地域水道特別会計補正予算 ・議第172号　24年度京北地域水道特別会計補正予算

	・議第173号　24年度特定環境保全公共下水道特別会計補正予算 ・議第174号　中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算 ・議第175号　24年度雇用対策事業特別会計補正予算 ・議第176号　24年度土地区画整理事業特別会計補正予算 ・議第177号　24年度土地取得特別会計補正予算 ・議第178号　24年度基金特別会計補正予算 ・議第179号　公共施設等整備管理基金条例の制定 ・議第181号　文化事業基金条例の一部改正 ・議第187号　緑化・公園管理基金条例の一部改正
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月21日（木）　　開会　午前10時01分　　散会　午後5時29分
会議の内容	1 付託議案審査（保健福祉局，都市計画局，建設局，教育委員会質疑） ・議第168号　24年度一般会計補正予算　ほか13件 2 要求資料 ・2月補正予算計上事業（障害福祉関係）に関する利用者数見込みについて ・2月補正予算案における舗装修繕の路線別内訳及び実施箇所について ・御所南小学校施設整備に係る児童数について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月21日（木）　　開会　午前10時02分　　散会　午後11時10分
会議の内容	1 付託議案審査（消防局，上下水道局質疑） ・議第168号　24年度一般会計補正予算　ほか13件
予算特別委員会	
会議の日時	2月25日（月）　　開会　午後1時32分　　散会　午後1時37分
会議の内容	1 付託議案審査　14件（討論結了） ⑴ 会派の検討結果 自民，民主，公明，京都，み・無：全て賛成 共産：議第168号及び177号は反対，その他の議案12件は賛成 ⑵ 審査結果 表決の結果，議第168号及び177号は挙手多数で，その他の議案12件は全会一致により全て可決することに決定する。
予算特別委員会	
会議の日時	2月27日（水）　　開会　午後4時54分　　散会　午後4時57分

会議の内容	1 審査日程 審査日程案（別記26）のとおりとする。 2 公聴会開催の動議 共産：議題61号の審査において，公聴会開催を求める。 表決の結果，挙手少数で否決された。 3 総括質疑の直接傍聴 3月12日及び13日の総括質疑の直接傍聴を許可することに決定する。

予算特別委員会第1分科会

会議の日時	2月28日（木）　開会　午前10時02分　散会　午後5時10分
会議の内容	1 付託議案審査（環境政策局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算 ・議第2号　25年度母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 ・議第3号　25年度国民健康保険事業特別会計予算 ・議第4号　25年度介護保険事業特別会計予算 ・議第5号　25年度後期高齢者医療特別会計予算 ・議第6号　25年度地域水道特別会計予算 ・議第7号　25年度京北地域水道特別会計予算 ・議第8号　25年度特定環境保全公共下水道特別会計予算 ・議第9号　25年度中央卸売市場第一市場特別会計予算 ・議第10号　25年度中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算 ・議第11号　25年度農業集落排水事業特別会計予算 ・議第12号　25年度雇用対策事業特別会計予算 ・議第13号　25年度土地区画整理事業特別会計予算 ・議第14号　25年度駐車場事業特別会計予算 ・議第15号　25年度土地取得特別会計予算 ・議第16号　25年度基金特別会計予算 ・議第17号　25年度市公債特別会計予算 ・議第18号　25年度市立病院機構病院事業債特別会計予算 ・議第19号　25年度水道事業特別会計予算 ・議第20号　25年度公共下水道事業特別会計予算 ・議第21号　25年度自動車運送事業特別会計予算 ・議第22号　25年度高速鉄道事業特別会計予算 ・議第24号　職員厚生会条例の全部改正 ・議第25号　職員定数条例の一部改正 ・議第26号　職員給与条例の一部改正 ・議第27号　職員退職手当支給条例等の一部改正 ・議第28号　特別職職員退職手当支給条例の一部改正 ・議第29号　無鄰菴条例の全部改正 ・議第30号　ふるさと納税基金条例の一部改正

	・議第31号　京都会館条例の一部改正 ・議第32号　文化会館条例の一部改正 ・議第33号　美術館条例の一部改正 ・議第34号　横大路運動公園条例の一部改正 ・議第35号　宝が池公園運動施設条例の一部改正 ・議第36号　体育館条例の一部改正 ・議第37号　武道センター条例の一部改正 ・議第38号　男女共同参画センター条例の一部改正 ・議第39号　地方独立行政法人産業技術研究所評価委員会条例の制定 ・議第40号　中央卸売市場業務条例の一部改正 ・議第41号　産業技術研究所条例を廃止する条例の制定 ・議第43号　衛生関係手数料条例の一部改正 ・議第44号　保育所条例の一部改正 ・議第45号　児童福祉センター条例の一部改正 ・議第46号　児童館及び学童保育所条例の一部改正 ・議第47号　子ども医療費支給条例の一部改正 ・議第48号　母子家庭等医療費支給条例の一部改正 ・議第49号　障害者スポーツセンター条例の一部改正 ・議第50号　障害者教養文化・体育会館条例の一部改正 ・議第51号　共葬墓地条例の一部改正 ・議第52号　健康増進センター条例の一部改正 ・議第53号　道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部改正 ・議第58号　都市公園条例の一部改正 ・議第59号　道路占用料条例の一部改正 ・議第60号　観光駐車場条例の一部改正 ・議第61号　水道事業条例の一部改正 ・議第62号　公共下水道事業条例及び特定環境保全公共下水道条例の一部改正 ・議第63号　疏水の水の使用に関する条例の一部改正 ・議第66号　関西広域連合規約の変更に関する協議 ・議第67号　地方独立行政法人産業技術研究所定款の制定 ・議第182号　地域体育館条例の一部改正 ・議第183号　市民スポーツ会館条例の一部改正 2 要求資料 ・南部クリーンセンター第二工場建替え整備事業における建設費の内訳及びクリーンセンター運営費 ・微小粒子物質（ＰＭ2.5）測定局の設置地点
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	2月28日（木）　　開会　午前10時03分　　散会　午後6時26分

会議の内容	1 付託議案審査（都市計画局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・「京・輝き隊」の活動実績について ・市営住宅の公募個数及び入居率の推移について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	2月28日（木）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時25分
会議の内容	1 付託議案審査（消防局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	3月1日（金）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時52分
会議の内容	1 付託議案審査（文化市民局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	3月1日（金）　　開会　午前10時03分　　散会　午後6時01分
会議の内容	1 付託議案審査（建設局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・梅小路公園における安全面積について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	3月1日（金）　　開会　午前10時02分　　散会　午後5時28分
会議の内容	1 付託議案審査（交通局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・地下鉄事業経営健全化計画における設備更新見込について ・近隣指定都市の有責事故件数について（平成23年度）
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	3月4日（月）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時25分
会議の内容	1 付託議案審査（選挙管理委員会事務局，監査事務局，人事委員会事務局，行財政局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・政令指定都市の互助会が実施する主な事業の内容について
予算特別委員会第2分科会	

会議の日時	3月4日（月）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時50分
会議の内容	1 付託議案審査（保健福祉局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件

予算特別委員会第3分科会

会議の日時	3月4日（月）　　開会　午前10時03分　　散会　午後5時23分
会議の内容	1 付託議案審査（交通局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・経営健全化計画と実績との比較について

予算特別委員会第1分科会

会議の日時	3月5日（火）　　開会　午前10時02分　　散会　午後4時44分
会議の内容	1 付託議案審査（会計室，行財政局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・備蓄倉庫所在地等一覧について ・京都市土地開発公社の保有地について（平成24年度見込み） ・財団法人京都市職員厚生会理事会名簿（平成20年度～24年度） ・財団法人京都市職員厚生会の収支計算書（平成20年度～23年度）及び収支予算書（平成24年度） ・平成22年度及び平成23年度における時間外勤務時間数が年間720時間を超える職員の所属する局区名及び時間数について

予算特別委員会第2分科会

会議の日時	3月5日（火）　　開会　午前10時02分　　散会　午後5時40分
会議の内容	1 付託議案審査（保健福祉局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・保育所総運営費の負担割合について

予算特別委員会第3分科会

会議の日時	3月5日（火）　　開会　午前10時03分　　散会　午後6時09分
会議の内容	1 付託議案審査（上下水道局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・南部営業所（仮称）の整備について ・局保有資産の有効活用について ・営業所の再編スケジュール

	・上下水道料金改定について説明等を行った団体
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	3月6日（水）　　開会　午前10時02分　　散会　午後5時21分
会議の内容	1 付託議案審査（市会事務局，総合企画局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・留学生倍増計画に対する留学生数の現況について
予算特別委員会第2分科会	
会議の日時	3月6日（水）　　開会　午前10時04分　　散会　午後5時42分
会議の内容	1 付託議案審査（教育委員会質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・小・中学校における文化芸術活動関連事業について
予算特別委員会第3分科会	
会議の日時	3月6日（水）　　開会　午前10時03分　　散会　午後4時49分
会議の内容	1 付託議案審査（上下水道局質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・漏水修理件数と金額の推移（過去10年間） ・事業計画（平成25～29年度）について ・加圧式給水車及び車載用給水タンクの保有状況 ・疏水の水の使用量の算定について
予算特別委員会第1分科会	
会議の日時	3月7日（木）　　開会　午前10時02分　　散会　午後5時55分
会議の内容	1 付託議案審査（産業観光局） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件 2 要求資料 ・地域イノベーション戦略推進事業の本市経費負担について
予算特別委員会	
会議の日時	3月12日（火）　　開会　午前10時03分　　散会　午後6時20分
会議の内容	1 付託議案審査（総括質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件
予算特別委員会	

会議の日時	3月13日（水）　　開会　午前10時03分　　散会　午後6時18分
会議の内容	1 付託議案審査（総括質疑） ・議第1号　25年度一般会計予算　ほか60 件

予算特別委員会

会議の日時	3月22日（金）　　開会　午前2時01分　　散会　午前2時15分
会議の内容	1 付託議案審査　61件（討論結了） ⑴ 継続審査の動議 共産：議第1号，19号及び61号の3件の継続審査を求める。 表決の結果，挙手少数で否決された。 ⑵ 修正案の提出及び撤回 委員長から，議第24号については公明党議員団から修正案が出されているとの報告があった。また，議題24号については自民党議員団から，議題46号については自民党議員団及び共産党議員団からそれぞれ提出されていた修正案は，いずれも撤回を認めることとする。 ⑶ 会派の検討結果 自民：議第24号については修正案に賛成。その他の議案60件は賛成。議第1号及び15号に1個，議第1号及び46号に1個の付帯決議を付す。 共産：議第24号については原案に賛成。議第1号，3号～5号，14号，19号，21号，25号～27号，31号～33号，35号～39号，41号，44号，46号，51号，52号，58号，60号，61号，63号，66号，67号，182号及び183号は反対，その他の議案29件は賛成。議第24号に1個，議第48号に1個の付帯決議を付す。 民主：議第24号については原案に賛成。その他の議案60件は賛成。議第1号に1個，議題1号及び15号に1個，議第1号，3号，4号，6号～11号，17号，19号～22号及び24号に1個，議第1号及び46号に1個，議第61号に1個の付帯決議を付す。 公明：議第24号については修正案を提出。その他の議案60件は賛成。議第1号，3号，4号，6号～11号，17号，19号～22号及び24号に1個の付帯決議を付す。 京都：議第24号については修正案に賛成。議第1号及び16号は反対，その他の議案58件については賛成。 み・無：議第24号については修正案に賛成。その他の議案60件は賛成。議第1号に1個の付帯決議を付す。 ⑵ 審査結果 ｱ　議題24号については，修正案を挙手多数で可決，修正案を除く残余の部分については，原案を全会一致により可決することに決定する。 ｲ　その他の議案については，表決の結果，議第1号，3号～5号，14号，16号，19号，21号，25号～27号，31号～33号，35号～39号，41号，44号，46号，51

	号，52号，58号，60号，61号，63号，66号，67号，182号及び183号は挙手多数で，その他の議案28件は全会一致により全て可決することに決定する。 ｳ　付帯決議の取りまとめは，正副委員長と各会派の代表に一任し，調整の結果，議第1号に2個，議題1号及び15号に1個，議題1号，3号，4号，6号～11号，17号，19号～22号及び24号に1個，議題1号及び46号に1個の付帯決議を付すことに決定する。

(別記23)

予算特別委員会の分科会
（委員会要綱３及び４による）

分科会	所　　管
第１分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第２分科会及び第３分科会の所管に属しない事項
第２分科会	保健福祉局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項
第３分科会	消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項

（別記24）

予算特別委員会第１分科会委員

井　上　与一郎　議員	大　西　　均　議員	寺　田　一　博　議員
富　　きくお　議員	中　川　一　雄　議員	西　村　義　直　議員
椋　田　隆　知　議員	吉　井　あきら　議員	井　坂　博　文　議員
くらた　共　子　議員	玉　本　なるみ　議員	宮　田　えりこ　議員
山　中　　渡　議員	青　木　よしか　議員	天　方　浩　之　議員
今　枝　徳　蔵　議員	中　野　洋　一　議員	松　下　真　蔵　議員
井　上　教　子　議員	国　本　友　利　議員	大　道　義　知　議員
湯　浅　光　彦　議員	佐々木　たかし　議員	

以上 23 名

予算特別委員会第２分科会委員

内　海　貴　夫　議員	小　林　正　明　議員	桜　井　泰　広　議員
下　村　あきら　議員	中　村　三之助　議員	橋　村　芳　和　議員
山　本　恵　一　議員	井　上　けんじ　議員	加　藤　あ　い　議員
河　合　ようこ　議員	西　野　さち子　議員	樋　口　英　明　議員
隠　塚　　功　議員	鈴　木　マサホ　議員	宮　本　　徹　議員
山　本　ひろふみ議員	青　野　仁　志　議員	久　保　勝　信　議員
津　田　早　苗　議員	吉　田　孝　雄　議員	中　島　拓　哉　議員
森　川　　央　議員		

以上 22 名

予算特別委員会第３分科会委員

加　藤　盛　司　議員	繁　　隆　夫　議員	島　本　京　司　議員
髙　橋　泰一朗　議員	田　中　明　秀　議員	津　田　大　三　議員
山　元　あ　き　議員	岩　橋　ちよみ　議員	北　山　ただお　議員
倉　林　明　子　議員	とがし　　豊　議員	西　村　善　美　議員
片　桐　直　哉　議員	小　林　あきろう議員	安　井　つとむ　議員
山　岸　たかゆき議員	曽　我　　修　議員	谷　口　弘　昌　議員
ひおき　文　章　議員	平　山　よしかず議員	江　村　理　紗　議員
村　山　祥　栄　議員	清　水　ゆう子　議員	

以上 23 名

（別記25）

予算特別委員会審査日程（案）

月　日	日　　程	参　考
2月21日（木）	第1分科会 局別質疑 / 第2分科会 局別質疑 / 第3分科会 局別質疑	
22日（金）	分科会審査内容報告作成配付	（議員会）
25日（月）	委員会(討論結了)	議　運
26日（火）		本会議
27日（水）	委員長報告	本会議

※　2月21日（木）の各分科会の局別質疑の対象局及び質疑順

第1分科会　環境政策局，行財政局，文化市民局，産業観光局

第2分科会　保健福祉局，都市計画局，建設局，教育委員会

第3分科会　消防局，上下水道局

（別記26）

予算特別委員会審査日程（案）

月　日	日程			参　考
２月２８日（木）	第1分科会	第2分科会	第3分科会	
	環境政策局	都市計画局	消防局	
３月　１日（金）	文化市民局	建設局	交通局	
２日（土）				－休日－
３日（日）				－休日－
４日（月）	選管・監査・人事，行財政局	保健福祉局	交通局	
５日（火）	会計室，行財政局	保健福祉局	上下水道局	
６日（水）	市会，総合企画局	教育委員会	上下水道局	
７日（木）	産業観光局			
８日（金）				
９日（土）				－休日－
１０日（日）				－休日－
１１日（月）	分科会審査内容報告作成配付			
１２日（火）	委員会（総括質疑）			
１３日（水）	委員会（総括質疑）			
１４日（木）				
１５日（金）				
１６日（土）				－休日－
１７日（日）				－休日－
１８日（月）				（議員会）
１９日（火）				（議員会）
２０日（水祝）				－休日－
２１日（木）	委員会(討論結了)			議運
２２日（金）	委員長報告			本会議 議運

■　市会改革推進委員会

市会改革推進委員会	
会議の日時	2月20日（水）　　開会　午後1時03分　　散会　午後3時36分
会議の内容	1 議会基本条例の制定について 2 議員定数及び議員報酬について ⑴ 要求資料 ・京都市会における過去の議員定数の削減経過について ・各会期制における課題・影響への対応策の例・考え方（検討資料） ・一会期制を実施している他自治体の状況

市会改革推進委員会	
会議の日時	3月25日（月）　　開会　午前10時03分　　散会　午後0時04分
会議の内容	1 議会基本条例の制定について 2 議員定数及び議員報酬について ⑴ 要求資料 ・他都市における議員定数及び平成25年度当初予算について

市会改革推進委員会	
会議の日時	4月19日（金）　　開会　午前10時03分　　散会　午前10時38分
会議の内容	1 副委員長の互選について 2 委員長の辞任及び互選について 3 議会基本条例の制定について 4 議員定数及び議員報酬について ⑴ 要求資料 ・本市職員の給料額等について ・市内労働者の年間収入額の推移（15年間） ・他都市における議員定数及び平成25年度当初予算について ⑵ 参考資料 ・政令市における議員報酬の支給状況等について（平成25年4月1日現在） ・人口100万人以上の政令市における議員報酬の支給状況等について（平成25年4月1日現在）

※　市会改革推進委員会の検討結果をまとめた報告が，4月18日に議長に提出されました。同報告では，下記の項目について取りまとめられています。

4月18日提出分

1 議会基本条例骨子

2 各会派から提案された個別事項

・ 本会議場における市民に分かりやすい質問・質疑の在り方の検討
・ 常任委員会のネット中継の実施
・ 弾力的な会期設定

■　会派の解消

4月19日に，みんなの党・無所属の会が会派を解消し，これに伴い，清水ゆう子議員及び森川央議員が無所属となった。

■　議案処理一覧

1　議員提出議案

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	提出会派等
2.20	2.20	市会1	京都市政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	自民，民主，公明，京都，み・無
2.27	2.27	市会2	京都市会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
2.27	2.27	市会3	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
3.22	3.22	市会4	京都市会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
3.22	3.22	市会5	京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	市会運営委員会
3.22	3.22	市会6	我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	全会派
3.22	3.22	市会7	ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	自民，共産，民主，公明，み・無
3.22	3.22	市会8	患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	自民，共産，民主，公明，み・無
3.22	3.22	市会9	生活保護基準の見直しに関	可決	○	×	○	○	○	○	自民，

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	提出会派等
			する意見書の提出について								民主，公明，み・無
3.22	3.22	市会10	生活保護基準を引き下げるとの政府方針の撤回を求める意見書の提出について	否決	×	○	×	×	×	×	共産
3.22	3.22	市会11	東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	自民，民主，公明，み・無
3.22	3.22	市会12	東日本大震災の被災者に対する公営住宅等の支援に関する意見書の提出について	否決	×	○	×	×	×	×	共産
3.22	3.22	市会13	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	自民，民主，公明，み・無
3.22	3.22	市会14	中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について	否決	×	○	×	×	×	×	共産
3.22	3.22	市会15	次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出について	可決	○	×	○	○	○	○	自民，民主，公明，み・無
3.22	3.22	市会16	ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書の提出について	可決	○	×	○	○	○	○	自民，公明，京都，み・無
3.22	3.22	市会17	ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉への参加をしないよう求める意見書の提出について	否決	×	○	×	×	×	×	共産
3.22	3.22	市会18	雇用の安定と就労条件の改善に関する決議について	否決	×	○	×	×	×	×	共産
3.22	3.22	市会19	京都市厚生会事業に関する決議について	否決	×	×	×	×	○	×	京都

（○×は議案に対する各会派の態度。○＝賛成，×＝反対）

2　市長提出議案

(1) 平成24年度分

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
2.20	2.27	議168	平成24年度京都市一般会計補正予算	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	2.27	議169	平成24年度京都市国民健康保険事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議170	平成24年度京都市介護保険事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議171	平成24年度京都市地域水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議172	平成24年度京都市京北地域水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議173	平成24年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議174	平成24年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議175	平成24年度京都市雇用対策事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議176	平成24年度京都市土地区画整理事業特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議177	平成24年度京都市土地取得特別会計補正予算	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	2.27	議178	平成24年度京都市基金特別会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議179	京都市公共施設等整備管理基金条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議180	京都市高速鉄道事業基金条例を廃止する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議181	京都市文化事業基金条例の一部を改正する条例の	可決	○	○	○	○	○	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
			制定について								
2.20	3.22	議182	京都市地域体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議183	京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議184	京都市社会福祉奨学基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議185	京都市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議186	京都市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	2.27	議187	京都市緑化・公園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議188	市道路線の認定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議189	市道路線の廃止について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議190	訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議191	和解について	可決	○	○	○	○	○	○	
3.15	3.22	議192	京都市長等の給与の額の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	

（○×は議案に対する各会派の態度。○＝賛成，×＝反対）

(2) 平成25年度分

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
2.20	3.22	議1	平成25年度京都市一般会計予算	可決	○	×	○	○	×	○	付帯決議
2.20	3.22	議2	平成25年度京都市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議3	平成25年度京都市国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議4	平成25年度京都市介護保険事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議5	平成25年度京都市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議6	平成25年度京都市地域水道特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議7	平成25年度京都市京北地域水道特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議8	平成25年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議9	平成25年度京都市中央卸売市場第一市場特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議10	平成25年度京都市中央卸売市場第二市場・と畜場特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議11	平成25年度京都市農業集落排水事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議12	平成25年度京都市雇用対策事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議13	平成25年度京都市土地区画整理事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議14	平成25年度京都市駐車場事業特別会計予算	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議15	平成25年度京都市土地取得特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議16	平成25年度京都市基金特別会計予算	可決	○	○	○	○	×	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名		審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
2.20	3.22	議17	平成25年度京都市市公債特別会計予算		可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議18	平成25年度京都市立病院機構病院事業債特別会計予算		可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議19	平成25年度京都市水道事業特別会計予算		可決	○	×	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議20	平成25年度京都市公共下水道事業特別会計予算		可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議21	平成25年度京都市自動車運送事業特別会計予算		可決	○	×	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議22	平成25年度京都市高速鉄道事業特別会計予算		可決	○	○	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議23	京都市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議24	京都市職員厚生会条例の全部を改正する条例の制定について	修正案	可決	○	×	×	○	○	○	付帯決議
				修正部分を除く原案	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議25	京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議26	京都市職員給与条例等の一部を改正する条例の制定について		可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議27	京都市職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について		可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議28	京都市特別職職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議29	無鄰菴条例の全部を改正する条例の制定について		可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議30	京都市ふるさと納税基金条		可決	○	○	○	○	○	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
			例の一部を改正する条例の制定について								
2.20	3.22	議31	京都会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議32	京都市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議33	京都市美術館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議34	京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議35	京都市宝が池公園運動施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議36	京都市体育館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議37	京都市武道センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議38	京都市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議39	京都市地方独立行政法人京都市産業技術研究所評価委員会条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議40	京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議41	京都市産業技術研究所条例を廃止する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議42	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関	可決	○	○	○	○	○	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
			係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について								
2.20	3.22	議43	京都市衛生関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議44	京都市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議45	京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議46	京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	付帯決議
2.20	3.22	議47	京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議48	京都市母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議49	京都市障害者スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議50	京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議51	京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議52	京都市健康増進センター条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議53	京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
			について								
2.20	3.22	議54	京都市道路構造条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議55	京都市道路標識等に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議56	京都市準用河川に設置する河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議57	京都市高齢者，障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議58	京都市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議59	京都市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議60	京都市観光駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議61	京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議62	京都市公共下水道事業条例及び京都市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議63	京都市疏水の水の使用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議64	指定管理者の指定について（京都会館）	可決	○	○	○	○	○	○	
2.20	3.22	議65	指定管理者の指定について（京都市児童療育センター	可決	○	○	○	○	○	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
			の一部）								
2.20	3.22	議66	関西広域連合規約の変更に関する協議について	可決	○	×	○	○	○	○	
2.20	3.22	議67	地方独立行政法人京都市産業技術研究所定款の制定について	可決	○	×	○	○	○	○	
3.22	3.22	議68	副市長の選任について（藤田　裕之）	同意	○	×	○	○	○	○	
3.22	3.22	議69	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について（吉川　哲朗）	同意	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	議70	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について（森口　匠）	同意	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	議71	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について（田中　茂）	同意	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	議72	京都市固定資産評価審査委員会委員の選任について（池内　隆人）	同意	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	議73	京都市教育委員会委員の任命について（生田　義久）	同意	○	×	○	○	○	○	
3.22	3.22	議74	京都府公安委員会委員の推薦について（服部　重彦）	同意	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	議75	包括外部監査契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	諮1	人権擁護委員の推薦について（玉置　すみゑ）	可と認める	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	諮2	人権擁護委員の推薦について（小杉　征義）	可と認める	○	○	○	○	○	○	

提出月日	議決月日	議案番号	件名	審議結果	自民	共産	民主	公明	京都	み・無	付帯決議等
3.22	3.22	諮3	人権擁護委員の推薦について（田多　耀子）	可と認める	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	諮4	人権擁護委員の推薦について（分部　りか）	可と認める	○	○	○	○	○	○	
3.22	3.22	諮5	人権擁護委員の推薦について（勝山　威）	可と認める	○	○	○	○	○	○	

（○×は議案に対する各会派の態度。○＝賛成，×＝反対）

■　付帯決議

議第1号に対する付帯決議

1　平成16年６月の消防法改正とそれに伴う京都市火災予防条例の改正により，住宅用火災警報器の設置が市民に義務付けられ，京都市消防局としても取組を進めてきた。その結果，京都市における一部設置を含めた設置率は93パーセントとなり全国一の設置率であるが，義務付けられている完全設置については，いまだ76パーセントと言われている。

市民の安全・安心を守るため，市民個人の義務である住宅用火災警報器の設置について，各種自治組織，自主防災会組織，また消防団と連携し，総合防災訓練や救命講習など個々の市民の防災意識の向上と地域全体の防災力の向上を目指した取組を通じて引き続き周知徹底を図りつつ，全戸完全設置の完遂に向けた取組を鋭意進めること。

2　京都市の表玄関である京都駅近隣地域の東九条地区住宅市街地総合整備事業は平成５年に開始し，24年度で終了予定であった。しかし，いまだ買収が終わっておらず，未整備の用地も残っていることから，25年度以降も事業を継続することになっている。この総事業費は213億円であり，24年度補正予算，25年度予算で43億円を充当して土地取得特別会計から買い戻すこととなっている。現在，未利用の土地も，今後買収する土地も，国費を活用する関係でいずれも公園・緑地用地として整備することになっているが，これらを合わせると15,000平方メートルを上回る敷地である。この用地を有効にいかすために，地元の意見を尊重しつつも，広く市民の意見も受け入れ，誰もが利用できる用地となるよう，暫定利用を含めた検討を早急に求めるものである。

（賛成会派）

1 全会派

2 自民，民主，京都，み・無

議第1号及び議第15号に対する付帯決議

京都市土地開発公社は長年にわたり用地取得等本市公共事業に多くの役割を果たしてきた。しかしながら見通しが甘い用地取得も少なくなく，現在，約91億円の損失があると見込まれている。

本市は15年間で清算する方針を議会に示したが，第三セクター等改革推進債の活用で公社を破産させ10年で処理をする場合に比べ，責任の所在が明確にされない，議会への説明責任が果たせない，15年で確実に公社を解散できるのか，多くの疑念がある。

よって，公社の運営経費を最大限抑制するとともに，これらの課題について，議会や市民に対して，毎年進捗状況を報告し，公社の解散に向けて確実な実行を強く求める。

（賛成会派）

自民，民主，公明，み・無

議第1号，議第3号，議第4号，議第6～11号，議第17号，議第19号～22号及び議第24号に対する付帯決議

平成25年度から京都市交通局厚生会及び京都市上下水道局職員等厚生会等を廃止統合し，京都

市職員厚生会として一般財団法人化されることとなった。

京都市職員厚生会について平成20年に事業主負担の凍結を決定して以来，多くの事業見直しや施設の閉鎖を行ったことは議会の指摘を受けたものと評価できる。

事業主負担である補助金交付については，本来，補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることから，交付の目的及び効用，補助対象の事業目的及び実施状況等を十分に検証したうえで，公正かつ適正に執行されなければならないものである。

しかるに，厚生会への補助金交付が，補助金の適正化と透明性を確保するために制定された「京都市補助金等の交付等に関する条例」の適用除外とされて運用されてきたことや，第三者意見を反映すべき評議委員や監事も，全て職員で運営されてきていることや，さらに凍結期間に会費も凍結していた厚生会がある等，市民から見て開かれた組織とは言えず，極めて不透明な状況になっていることが予算審議の中で明らかになった。

こうした中，市民負担を強いる平成25年度予算編成の一方で，特別対策として平成21年度から交付の凍結を継続してきた厚生会への補助金を凍結解除することは，はばたけ未来へ！京プランで示された厚生会の統合再編や，一般財団法人化への移行と同時期になったとはいえ，市民に対する説明責任が十分に果たされてきたとは言い難いものである。

議会も引き続き報酬の10パーセント削減を決めるなど市民負担を減らす努力が求められている中，地方公務員法に規定されている厚生会の一般財団法人化は認められるものの，職員厚生会組織の改革案や，事業の廃止及び見直し等今後の事業計画案，向こう50年間の補助金交付額及び財政見通し案等，市民が理解できる職員厚生会の抜本改革案が市民に提示されなければ，補助金交付の再開は到底容認できるものではない。

よって，市長は，平成25年度の事業主負担を凍結し，職員厚生会から，具体的な抜本改革案が市会に報告され，了承されるまでの間は，補助金交付を執行停止すべきである。

（賛成会派）

自民，公明，京都，み・無

議第1号及び議第46号に対する付帯決議

今般，京都市は多くの値上げを予定しているが，特に子育て分野に関しては，環境の充実のため，厳しい財政状況の下で一部負担をお願いしていることについては一定の理解はできる。これらについては保護者に十分な説明と理解を求めることはもとより関係者と綿密な連携をとること。

また，子育て世代の市民負担を最小限にするためにも，児童館及び学童保育所利用料の値上げについては厚生会の事業主負担を執行停止する財源も含めて検討することにより１年間先送りすること。

（賛成会派）

自民，公明，み・無

■　意見書・決議

1　我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書

（3月22日可決，全会派共同提案）

2　ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

（3月22日可決，自民，共産，民主，公明，み・無共同提案）

3　患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

（3月22日可決，自民，共産，民主，公明，み・無共同提案）

4　生活保護基準の見直しに関する意見書

（3月22日可決，自民，民主，公明，み・無共同提案）

5　生活保護基準を引き下げるとの政府方針の撤回を求める意見書

（3月22日否決，共産提案）

6　東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書

（3月22日可決，自民，民主，公明，み・無共同提案）

7　東日本大震災の被災者に対する公営住宅等の支援に関する意見書

（3月22日否決，共産提案）

8　中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

（3月22日可決，自民，民主，公明，み・無共同提案）

9　中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

（3月22日否決，共産提案）

10　次代を担う若者世代支援策を求める意見書

（3月22日可決，自民，民主，公明，み・無共同提案）

11　ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書

（3月22日可決，自民，公明，京都，み・無共同提案）

12　ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉への参加をしないよう求める意見書

（3月22日否決，共産提案）

13　雇用の安定と就労条件の改善に関する決議

（3月22日否決，共産提案）

14　京都市厚生会事業に関する決議

（3月22日否決，京都提案）

市会議第６号

我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書の提出について

我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市　会　議　員　全　員

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

我が国の優れた国民皆保険制度の恒久的堅持を求める意見書

国民皆保険制度は，全ての国民が平等な医療を受けることができる極めて優れた制度であり，国民は，「いつでも・どこでも・誰でも」安心して医療を受けることができる。

現在，ＴＰＰの交渉参加に関する議論の中でも，アメリカ型の保険制度等の影響が心配されているところであり，制度，また，最終的には医療の崩壊を危惧するところである。

よって国におかれては，国民皆保険制度の恒久的堅持はもとより，所得差によって内容が変わるような，医療の営利産業化を招くことがないよう強く求めるものである。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第７号

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか６３名
（自民党市議団，日本共産党市会議員団，民主・都みらい，公明党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症とは，交通事故などにより，頭頸（けい）部や全身を強打することで脳脊髄液が漏れ続け，頭痛，けん怠感といった様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては，このような症状の原因が特定されない場合が多く，患者は，「怠け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また，この疾病に対する治療法として，ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも，保険適用外であり，診断・治療基準も定まっていないため，患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより，患者家族の苦労も計り知れないものがある。

平成２３年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」の報告書に，「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され，このことにより，外傷による髄液漏れは有り得ないとの医学界の常識を覆す結果となった。

さらに，脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ，昨年５月に，治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され，７月からブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また，研究班により，世界初と言われる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが，脳脊髄液減少症患者の約８割は，「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため，脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって国におかれては，下記の事項について，適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

１　ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め，早期に保険適用とすること。

2　「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」を平成２５年度以降も継続し，「診療ガイドライン」の早期作成と共に，子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
3　脳脊髄液減少症の実態調査を実施し，患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
4　ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設の増設に努めること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第８号

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書の提出について

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか６３名
（自民党市議団，日本共産党市会議員団，民主・都みらい，公明党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

難病と言われる疾病には，有効な治療薬・治療法がなく，患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）は，医療上の必要性が高く，他の医薬品と同様，その開発を円滑に進めることが重要である。

希少疾患関係患者団体は，これまでに「特定疾患への指定，及び治療薬開発の推進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国の創薬・難病対策に関する要望」を提出するなど，政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきた。

その結果，厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など，政府・関係省庁からも前向きな検討が強化されたが，いまだ創薬の実現に向けた明確な前進は見られない。

難病と闘っている希少疾病患者は，日々進行する病状を抱え，もはや一刻の猶予もならない深刻な状況であり，計り知れない不安を抱きながら，１日も早い希少疾病の治療法の確立を待ち望んでいる。

よって国におかれては，下記の事項を早期に実現するよう強く求める。

記

１　患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。
２　希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的な支援を行うこと。
３　希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補助を含む患者負担軽減のための措置を講じること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第９号

生活保護基準の見直しに関する意見書の提出について

生活保護基準の見直しに関する意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか４８名
（自民党市議団，民主・都みらい，公明党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

生活保護基準の見直しに関する意見書

政府は，生活保護の基準を見直し，３年間で生活保護費７４０億円の減額を決めた。

生活保護世帯以外の低所得者世帯では，住民税，保育料，保険料の自己負担分や就学援助費や生活福祉資金貸付などへの影響が懸念され，その対応策が検討されている。

また，生活保護世帯では，特に，高齢者や疾病・障害をお持ちの方々の健康に対する影響や，世帯の教育に関わる費用の減額による子どもの学力の低下等も懸念される。

よって国におかれては，一部で見られる低所得者と生活保護世帯の逆転現象の解消は必要であるが，真に援助が必要な受給者への給付の削減だけではなく，低所得者全体への影響が大きい生活保護基準の引下げは，現時点における物価や社会経済情勢などを総合的に勘案し，見直しによる影響を慎重に検討し，実行するべきである。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１０号

生活保護基準を引き下げるとの政府方針の撤回を求める意見書の提出について

生活保護基準を引き下げるとの政府方針の撤回を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員　井坂　博文　ほか１４名
（日本共産党市会議員団）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣　宛て

京都市会議長　名

生活保護基準を引き下げるとの政府方針の撤回を求める意見書

政府は，今夏から再来年の春までの１年半余りを掛け，生活保護費６７０億円，保護基準６．７パーセントの削減方針を打ち出した。しかし，これは，第１・十分位，すなわち受給世帯とほとんど変わらない生活水準の下位１０パーセントの低所得階層との比較でしかなく，むしろ一定の漏給階層の存在の証明になりこそすれ，引き下げる根拠とは全くなり得ない。基準の引下げは，受給世帯にますます厳しい生活を押し付けるものにとどまらず，就学援助や生活福祉資金，各種保険料や税金等，広範な他の制度にも悪影響を及ぼすことは，政府自身も認めているとおりである。自殺の高止まりや孤独死の増加傾向が続いているが，基準の引下げは，これらの流れを一層加速させることになる。加えて，年金や最低賃金の引下げにも連動するなど，国民生活全般の一層の引下げ，貧困化にも通じるものである。今秋から年金の値下げが予定されるなど，この危惧は，既に現実のものになろうとしている。国民生活全般への悪影響は，必至である。

よって国におかれては，生活保護基準の引下げ方針を撤回されるよう求めるものである。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１１号

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書の提出について

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか４８名
（自民党市議団，民主・都みらい，公明党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，国土交通大臣，復興大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

東日本大震災の被災者への住宅支援等に関する意見書

東日本大震災発災から２年が経過した。被災地においては，国，自治体，民間団体等による懸命の努力により，復旧，復興に向けた着実な取組が進められているものの，復興住宅の建設や被災者の生活再建には，まだまだ多くの時間を要することが見込まれる中，３月１１日時点において，京都市には１０１世帯，２６０名の方が市営住宅と民間住宅に入居されている。

市営住宅等における無償供与については，当初２年間であった供与期間が１年間延長されたことは，避難をされている方々の思いに沿ったものであるが，本格的な生活再建には住宅の安定的な確保が必要であり，単年ごとの更新ではなく，複数年にわたっての住宅の確保が求められている。

さらに，本市に避難されている１０１世帯のうち１７世帯は，東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因し，自主的に避難をされている方々である。

国会においては，昨年６月２１日，「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原発事故子ども・被災者支援法」という。）が全会一致で可決・成立し，「福島復興再生特別措置法」及び「被災市街地復興特別措置法」による特例措置の適用対象とならない方々に対する支援も打ち出されたが，地域における放射線量が一定の基準である支援対象地域が明確になっておらず，避難先での住宅の確保，子どもの学習等の支援，就業の支援などに必要な施策がいまだに講じられていない。

よって国におかれては，東日本大震災で被災された方々の住宅支援等に関する以下の点について，早急に実現するよう強く求める。

記

１　現在３年とされている応急仮設住宅の供与期間について，被災地における復興住宅の整備には，なお数年を要するという状況に鑑み，被災者の精神的苦痛や経済的負担を軽減するために，複数年にわたる供与期間の延長を行うこと。

2　東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し，避難している被災者を支援するため，速やかに支援対象地域を明確にするとともに，「原発事故子ども・被災者支援法」第９条に規定する移動先（避難先）における住宅の確保に関する施策を早急に講じると同時に，住民票を移動先に移されている方々にも，国が当該自治体と連携をし，必要な情報，サービスを提供すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１２号

東日本大震災の被災者に対する公営住宅等の支援に関する意見書の提出について

東日本大震災の被災者に対する公営住宅等の支援に関する意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員　井坂　博文　ほか１４名
（日本共産党市会議員団）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，国土交通大臣，復興大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

東日本大震災の被災者に対する公営住宅等の支援に関する意見書

未曾有の災害をもたらした東日本大震災から２年が経過した。しかし，福島第一原発では，電気系統が故障し，使用済み核燃料の冷却ができなくなる事故が起こる等，「収束」とは程遠い状態にあり，避難指定区域の内外を問わず，故郷に帰ることができない避難者は，多い。京都市においても，１０１世帯２６０人（平成２５年３月１１日現在）が避難されているが，いまだ被災者の生活再建のめどは，立っているとは言えない状況にある。現在，市営住宅の無償提供が行われているが，供与期間は，３年とされているため，京都市内の避難者からは，３年で区切らずに，相当の期間，長期にわたり，無償にて提供を望む陳情書が市長に届けられている。原発事故による放射能汚染も深刻であり，健康不安が広がる中，被災者が帰還すべきか否かを判断できる状況にない。

よって国におかれては，東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し，避難した被災者には，長期にわたり住宅供与期間の延長をすること。また，被災者の不安の解消，安定した生活の実現，子どもへの配慮等の観点から，被災者の意見も踏まえつつ，避難者の情報を国が責任を持って把握し，当該自治体と連携して必要な情報やサービスを提供するよう求める。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

会議第１３号

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか４８名
（自民党市議団，民主・都みらい，公明党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，経済産業大臣，
中小企業庁長官　宛て

京　都　市　会　議　長　名

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は，長引くデフレをはじめ，欧州や中国向け需要の低下による輸出減などの影響を受け，依然として厳しい状況が続いている。２０１２年１０－１２月期の中小企業景況調査によると，「製造業は前期比で横ばい」とし，製造業を中心に業況は，足踏み状態と言える。

こうした状況下での中小企業に対する支援策は，金融支援だけでは不十分で，再生・活性化策が極めて重要となっている。

例えば，地元の各金融機関がコンサルティング能力を発揮して，中小企業の主体的な取組と経営再建意欲を促すようにするなど，経営改善につながる支援施策なども必要である。

京都市においては，京都府と共に，中小企業の経営改善・事業再生の取組を促進するため，「京都金融支援連携協議会」を創設し，支援体制の充実を図っている。

そのうえで，政府が目指している「強い経済」を取り戻すには，更なる地域経済の活性化が不可欠であり，そのためにも中小企業の再生・活性化策は急務である。

昨年８月に施行された「中小企業経営力強化支援法」では，金融機関をはじめ，商工会や公認会計士，税理士，中小企業診断士などを認定支援機関として位置付け，経営支援体制を構築するとしており，これが十分に機能すれば，中小企業の経営改善が期待できる。とりわけ，地域の金融機関による地元の中小企業に対する支援体制を強化することが重要である。

よって国におかれては，以下の事項について早急な対策を講じるよう求める。

記

１　全国的な中小企業支援ネットワークの整備と共に，認定支援機関の整備を図るなど，総合的，かつ，きめの細かい経営支援体制の充実を図るとともに，中小企業への周知徹底，フォローアップに万全を期すこと。

2　地域の金融機関のコンサルティング能力及び支援体制を強化し,中小企業の経営改善を図ること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１４号

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書の提出について

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員　井坂　博文　ほか１４名
（日本共産党市会議員団）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，経済産業大臣，
中小企業庁長官　宛て

京　都　市　会　議　長　名

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業・自営業者を取り巻く環境は，内需の冷え込みに加えて，「単価たたき」など，大企業による不公正な取引，大型店の身勝手な出店・撤退などによって，厳しい状況が続いている。２０１２年１０月－１２月期の中小企業景況調査によると，「製造業は前期比で横ばい」としており，景況は，製造業を中心に，大きく落ち込んだ状況のままで推移している状態と言える。企業の９９パーセントを占め，雇用の７割を担っている中小企業・自営業者への支援の抜本的な強化が，今こそ重要となっている。

これまでの「大企業が成長すれば経済が活性化し，いずれ，中小企業も良くなる」，といった考え方が破綻していることは，この十数年の経済の実態を見れば明らかであり，中小企業を経済の根幹と位置付ける政策への転換が求められている。

よって国におかれては，消費税増税の中止，中小企業予算の１兆円規模への増額，公契約法の制定や独占禁止法の強化などによる大企業と中小企業の公正な取引を保障するルール作り，金融円滑化法の延長，町工場の固定費への直接補助など，中小企業の再生・活性化の対策を講じるよう強く求める。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１５号

次代を担う若者世代支援策を求める意見書の提出について

次代を担う若者世代支援策を求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　市会議員　井上　与一郎　ほか４８名
（自民党市議団，民主・都みらい，公明党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，厚生労働大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

次代を担う若者世代支援策を求める意見書

世界銀行が昨年１０月に発表した世界開発報告によると,欧州危機などによる世界の失業者約２億人のうち４割弱は，２５歳未満の若者である。

一方，国内においても，完全失業率を年齢階級別に見ると，２０１１年では１５～２４歳が８．２パーセント（総務省統計局：労働力調査）と最も高く，２０年前と比べると２倍近い結果となっており，若者にとっては依然として厳しい雇用環境が続いている。

若者世代が安定した職を得られなければ，家庭を築くこともできず，未婚化による更なる少子化から，将来的に社会保障制度を支える人が少なくなることも懸念される。若者世代が経済的に自立できるかどうかは，将来の国の発展に直結する課題である。

国内の労働市場は，高齢化による縮小が予想され，主に大企業では，新規採用を抑える一方で，グローバル化の対応から人材を海外に求める傾向を鮮明にしている。もはや若者の雇用不安は，個人の努力で乗り越えるというより，就業における構造的問題に陥っている。また，非正規雇用の拡大で，若者世代の経済基盤が弱くなっていることから，まずは「非正規」でも一定の生活ができるよう，正規・非正規の処遇格差の解消を図ることや，成長産業を中心とする雇用創出策が急務である。

次代を担う若者世代が社会で活躍できる人材となっていくかどうかは,厳しい雇用環境の改善のみならず，ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた抜本的改革に懸かっていると言っても過言ではない。

よって国におかれては，以下の事項について早期に取り組むことを強く求める。

記

１　環境や医療・介護，農業，観光といった新成長産業分野をはじめ，産業全体における雇用創出策を集中的に行うこと。

２　正規・非正規の処遇格差の解消を進め，厚生年金や健康保険問題も含め，非正規でも一定

の生活ができるような仕組みを構築すること。
3　「ワーク・ライフ・バランス」が社会で確立されるよう，関連する法整備や仕事，家庭，育児を持続可能とする環境づくりを強力に推進すること。
4　上記課題を総合的に取り組む体制を整備し,若年雇用対策を国家戦略として具体的に推進すること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１６号

ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書の提出について

ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員 井上　与一郎 ほか３９名
（自民党市議団，公明党市議団，京都党市議団，みんなの党・無所属の会）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，外務大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

ＴＰＰ協定交渉を慎重に進めることを求める意見書

安倍晋三首相は，３月１５日，ＴＰＰ協定交渉への参加を表明した。ＴＰＰ交渉は，関税以外に，サービス，投資，食の安全等の広範な分野を対象にしている。そもそも，加盟国及び交渉国に日本を加えた１２箇国のＧＤＰを比較すると，域内のＧＤＰの約８割程度を日本とアメリカの２箇国が占めるため，実質日米のＦＴＡだとする見方もあり，農業問題だけでなく，食の安全，医療・保険の安心など，国の形を変える内容を含むものとして，反対ないし慎重な対応を求める意見書等が採択されている。

よって国におかれては，ＩＳＤ条項，ラチェット規定などに留意し，情報開示，国民的議論及び国益に関するコンセンサスという３条件を満たすこと。

また，国民に対し，説明責任を果たすよう強く求めるとともに，交渉はくれぐれも慎重に進めること。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１７号

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉への参加をしないよう求める意見書の提出について

ＴＰＰ(環太平洋連携協定)交渉への参加をしないよう求める意見書を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員　井坂　博文　ほか１４名
（日本共産党市会議員団）

平成　　年　　月　　日

衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，
総務大臣，外務大臣　宛て

京　都　市　会　議　長　名

ＴＰＰ（環太平洋連携協定）交渉への参加をしないよう求める意見書

安倍首相は，３月１５日，ＴＰＰ交渉への参加を表明し，交渉は，１０月大筋合意，年内妥結が目指されている。

ＴＰＰは，聖域なき関税撤廃が前提の経済連携協定であり，なおかつ，徹底した「競争条件の平準化」が追及される。すなわち，あらゆる国内の産業・国民保護政策が貿易障壁と見なされ，撤廃の対象とされかねない。

もしも，そのような事態に陥れば，農林漁業や医療の分野では，暮らしを支えてきた仕組みや従事者の営みが破壊され，国民に対して，安心で安全な魚や農産品の提供ができなくなり，国民皆保険制度と医療の提供が破壊されることは明白である。

雇用・労働の分野でも，これまでも引き下げられ，改悪され続けてきた賃金・労働条件が，海外市場での競争力強化や外部圧力を理由に大きく破壊される。公共事業分野でも，地域循環型経済対策の政策的余地が，ますます奪われる。

ラチェット条項やＩＳＤ条項が凶器となり，日本のあらゆる政策分野での自主性が奪われる。ＴＰＰ参加への道は，国民生活破壊へつながる道であり，国を滅ぼす道である。

よって国におかれては，ＴＰＰ交渉への参加をしないよう強く求める。

以上，地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

市会議第１８号

雇用の安定と就労条件の改善に関する決議について

雇用の安定と就労条件の改善に関する決議を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員　岩橋　ちよみ　ほか１４名
（日 本 共 産 党 市 会 議 員 団）

雇用の安定と就労条件の改善に関する決議

今日の「デフレ不況」の原因が，働く人々の所得の落込みにあることは，明らかである。

京都でも，２０１２年の勤労者の平均賃金は，１９９７年から１５年間で約７５万円も減っている。また，働く人の４０パーセントが非正規雇用であり，全国で２番目に高くなっている。低賃金で不安定な働き方の非正規雇用の拡大は，正規雇用労働者の賃金と労働条件の低下，長時間労働に拍車を掛けている。

賃上げと雇用の安定は，「デフレ不況」の打開のためにも待ったなしである。働く人の所得が増えてこそ，民間消費と国内需要を活性化させることができる。そのためにも，大企業の内部留保の一部を使って，賃上げと雇用の安定，下請け中小企業に還元させることが求められている。

先日も，京都府，京都市，京都労働局が連名で，「安定した雇用の確保とそれぞれの企業の状況を踏まえ，給与等の就労条件を改善する」よう，京都経営者協会をはじめとした京都経済界に要請している。引き続き，あらゆる機会を通して要請を行い，実行を求めるべきである。

以上，決議する。

年　　月　　日

京　都　市　会

市会議第１９号

京都市厚生会事業に関する決議について

京都市厚生会事業に関する決議を次のとおり提出する。

平成２５年３月２２日提出

提出者　　市会議員 江村　理紗 ほか３名
（京　都　党　市　議　団）

京都市厚生会事業に関する決議

京都市職員厚生会は，職員の福利厚生事業の一環として重要な役割を果たしてきた。京都市も，事業主としてその責めを果たしてきたが，本市の財政事情等を踏まえ，平成２１年度から事業主負担金を凍結してきた。

本年は，過去最大になる公債償還基金の取崩しや，保育料等の値上げラッシュなど，これまでにない未曾有の財政難を迎えており，そのような状況下で職員の福利厚生のために事業主負担金を復活させるべきではない。財政状況が好転するまで，引き続き凍結を行うこと。

以上，決議する。

年　　月　　日

京　都　市　会

■　請願審査結果

（平成25年3月22日現在）

教育福祉委員会			
受理番号	件　　名	受理年月日	処理結果
104	保育及び学童保育施策の拡充	24.11.27	25.3.22不採択
105	妊婦健診及びヒブワクチン等への公的助成継続の要請	24.11.27	25.2.20取下げ
106	生活保護基準引下げの反対の要請	24.11.27	25.3.22不採択
107	新しい高校教育制度案の拙速な導入反対	24.11.27	25.3.22不採択
108	選択制中学校給食の見直し	24.11.27	25.3.22取下げ
111	教育条件の改善	25.2.20	25.3.22不採択
113	民間保育園の保育士等の処遇改善	25.2.22	25.3.22不採択
114	児童館及び学童保育所における職員の処遇改善	25.2.22	25.3.22審議未了
115	学童クラブ利用料値上げの取下げ	25.2.22	25.3.22継続審査
116	特殊健康診断制度廃止の撤回等	25.2.22	25.3.22継続審査
117	保育料の値上げ撤回	25.2.22	25.3.22継続審査
118	保育料の値上げ中止	25.2.22	25.3.22継続審査
119	保育料及び学童保育利用料の値上げ中止	25.2.22	25.3.22継続審査
まちづくり委員会			
受理番号	件　　名	受理年月日	処理結果
120	マンション建設の指導（北区平野鳥居前町）	25.2.22	25.3.22採択
121,122	マンション建設の指導（北区大将軍西町）	25.2.22	25.3.22採択
123,124	大型スーパー建設の指導（上京区堀川丸太町）	25.2.22	25.3.22採択
125	市営住宅の浴室の修繕	25.2.22	25.3.22不採択
交通水道消防委員会			
受理番号	件　　名	受理年月日	処理結果
112	水道料金の値上げ撤回	25.2.20	25.3.22継続審査
126～151	水道料金の値上げ撤回	25.2.22	25.3.22継続審査

■　請願等受理及び処理件数一覧

（平成25年3月22日現在）

区　分	受理件数			処理件数					継続	陳情受理件数
	繰越し	新	計	採　択	不採択	審議未了	取下げ	計		
経済総務委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
くらし環境委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育福祉委員会	5	8	13	0	5	1	2	8	5	2
まちづくり委員会	0	6	6	5	1	0	0	6	0	2
交通水道消防委員会	0	27	27	0	0	0	0	0	27	0
計	5	41	46	5	6	1	2	14	32	6

■　特記事項

北朝鮮の地下核実験に対する抗議声明

北朝鮮の地下核実験の実施に対して，2月12日，市長及び市会議長連名の抗議声明を行った。

アメリカ大統領への新型核実験に対する要請文の送付

アメリカ合衆国の新型核実験の実施に対して，大統領宛てに，3月13日，市長及び市会議長連名の要請文を送付した。

市会改革の取組

○　議会活動の理念，原則，制度などの基本的な事項を定める議会基本条例の骨子を，3月25日の市会改革推進委員会で取りまとめた。

発　行　　京都市会事務局調査課

TEL　０７５－２２２－３６９７
FAX　０７５－２２２－３７１３